

令和6年度 第2回鳥取市障がい者施策推進協議会

日 時：令和7年2月5日（水） 午後2時～午後4時
場 所：鳥取市役所本庁舎6階 第6-7・6-8会議室

< 日 程 >

1 開 会

2 障がい福祉課長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 第7期鳥取市障がい福祉計画の実施状況及び

第3期鳥取市障がい児福祉計画の実施状況について

資料1

(2) 令和7年度鳥取市障がい者計画に関する主な事業について

資料2

4 その他の

5 閉 会

福祉部障がい福祉課

鳥取市障がい者施策推進協議会委員 名簿

任期:令和5年6月1日～令和7年5月31日

敬称略・順不同

No.	団体名	役 職	氏 名	出欠
1	鳥取市社会福祉協議会	常務理事	田中 節哉	
2	鳥取市民生児童委員協議会	常任理事	田中 修	
3	鳥取市自治連合会	副会長	稲田 宗万	
4	市民活動団体	NPO法人 鳥取青少年ピアサポート次長	西山 智子	
5	鳥取市身体障害者福祉協会連合会	会長	安養寺 立志	
6	鳥取市肢体不自由児者父母の会	副会長	藤原 美江子	
7	鳥取市手をつなぐ育成会	顧問	大谷 喜博	
8	鳥取市精神障がい者家族会	副会長	田渕 真司	
9	鳥取市地域自立支援協議会	副会長	河内 富裕美	欠
10	鳥取公共職業安定所	就職促進指導官	山根 拓真	欠
11	学識経験者	一般社団法人 とつり東部権利擁護支援センター 理事	西山 靖代	
12	東部地域代表 (国府・福部)	福部地区主任児童委員	田村 洋子	
13	南部地域代表 (河原・用瀬・佐治)	佐治地区民生児童委員推進協議会会長	小谷 喜典	
14	西部地域代表 (気高・鹿野・青谷)	鹿野かちみ園 施設長	小谷 昭男	
15	公募委員	公募委員	吉田 治久	
16	公募委員	公募委員	市村 正	
17	公募委員	公募委員	四宮 佑一	

鳥取市障がい者施策推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 鳥取市障がい者計画（以下「障がい者計画」という。）に掲げる施策の推進を図るため、鳥取市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、障がい者計画の進捗状況に応じ、施策の推進について必要な事項の調査や審議等を行う。

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 別表に定める団体が推薦する者

(2) 学識経験のある者

(3) 次の地域で総合支所長が推薦する者

ア 東部地域（国府地域、福部地域）

イ 南部地域（河原地域、用瀬地域、佐治地域）

ウ 西部地域（気高地域、鹿野地域、青谷地域）

(4) 公募により選任された者

3 協議会には会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は会務を処理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を福祉部障がい福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は協議会がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成12年12月12日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年6月19日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月13日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名
鳥取市社会福祉協議会
鳥取市民生児童委員協議会
鳥取市自治連合会
市民活動団体
鳥取市身体障害者福祉協会連合会
鳥取市肢体不自由児者父母の会
鳥取市手をつなぐ育成会
鳥取市精神障がい者家族会
鳥取市地域自立支援協議会
鳥取公共職業安定所

第7期鳥取市障がい福祉計画の実施状況

1 計画目標に対する令和6年度実績見込

目標	実績見込		目標値		
	R6年度末	R6年度末	R7年度末	R8年度末	
①施設入所者の地域生活への移行					
地域生活への移行者数	1人	4人以上	累計9人以上	累計14人以上	
施設入所者数の削減見込	19人減(320人)	3人減以上(339人)	累計6人減以上(336人)	累計10人減以上(332人)	
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築					
退院後1年以内の地域での平均生活日数	—	—	—	325.3日以上	
精神病床における入院後3か月時点の退院率	—	—	—	68.9%以上	
精神病床における入院後6か月時点の退院率	—	—	—	84.5%以上	
精神病床における入院後1年時点の退院率	—	—	—	91.0%以上	
協議の場の開催回数	1回／年	2回／年	2回／年	2回／年	
協議の場への関係者の参加者数	23人／回	23人／回	23人／回	25人／回	
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回／年	1回／年	1回／年	1回／年	
精神障がい者の地域移行支援	1人／月	2人／月以上	3人／月以上	4人／月以上	
精神障がい者の地域定着支援	0人／月	2人／月以上	3人／月以上	4人／月以上	
精神障がい者の共同生活援助	100人／月	105人／月以上	112人／月以上	119人／月以上	
精神障がい者の自立生活援助	3人／月	7人／月以上	9人／月以上	11人／月以上	
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	11人／月	10人／月以上	11人／月以上	12人／月以上	
③地域生活支援の充実					
地域生活支援拠点等の整備	体制強化及び機能の充実	体制強化及び機能の充実	体制強化及び機能の充実	体制強化及び機能の充実	
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人	1人	
運営状況の検証・検討	9回／年	7回／年	7回／年	7回／年	
強度行動障がいを有する者に対する支援体制の整備	—	—	—	強度行動障がいを有する者の個別の支援ニ一	

				ズを把握し、関係機関と連携をとり、支援体制の構築を行う。
④福祉施設から一般就労への移行等				
就労移行支援事業からの移行者数	3人	2人以上	4人以上	6人以上
就労継続支援A型事業からの移行者数	8人	8人以上	10人以上	10人以上
就労継続支援B型事業からの移行者数	6人	15人以上	15人以上	15人以上
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所の割合	0%	50%以上	50%以上	50%以上
就労定着支援事業の利用者数	4人	2人以上	2人以上	2人以上
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合	利用修了者なし	25%以上	25%以上	25%以上
⑤相談支援体制の充実・強化等				
基幹相談支援センターの設置	内容の充実	内容の充実	内容の充実	内容の充実
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	4件	4件/年以上	4件/年以上	4件/年以上
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数(研修会の開催)	1回	1回/年以上	1回/年以上	1回/年以上
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(自立支援協議会の部会の開催)	12回	12回/年	12回/年	12回/年
個別事例の支援内容の検証の実施回数	4回	4回/年以上	4回/年以上	4回/年以上
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	2人	1人以上	1人以上	1人以上

自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	3回	3回以上	3回以上	3回以上
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	18事業所	17事業所	17事業所	17事業所
自立支援協議会の専門部会の設置数	7部会	7部会	7部会	7部会
自立支援協議会の専門部会の実施回数	54回	42回以上	42回以上	42回以上

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	5人	4人以上	4人以上	4人以上
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1回	1回／年 以上	1回／年 以上	1回／年 以上
指導監査結果の関係市町村との共有回数 (事務担当者会の実施)	1回	1回／年 以上	1回／年 以上	1回／年 以上

2 障害福祉サービスの見込量に対する令和6年度実績見込

(1) 訪問系サービス

区分		R6年度 実績見込	R6年度 見込量	R7年度 見込量	R8年度 見込量
居宅介護	利用者数/月	350人	358人	366人	374人
	利用時間/月	4,823時間	5,203時間	5,216時間	5,229時間
重度訪問介護	利用者数/月	14人	14人	15人	17人
	利用時間/月	1,584時間	1,895時間	2,413時間	3,072時間
同行援護	利用者数/月	32人	31人	32人	33人
	利用時間/月	347時間	340時間	353時間	366時間
行動援護	利用者数/月	1人	2人	3人	3人
	利用時間/月	6時間	20時間	23時間	27時間
重度障害者等 包括支援	利用者数/月	0人	0人	0人	0人
	利用時間/月	0時間	0時間	0時間	0時間

(2) 日中活動系サービス（介護給付）

区分		R6年度 実績見込	R6年度 見込量	R7年度 見込量	R8年度 見込量
生活介護	利用者数/月	658人	688人	693人	699人
	利用日数/月	11,413人日	11,667人日	11,684人日	11,701人日
療養介護	利用者数/月	46人	50人	50人	50人
短期入所 (福祉型)	利用者数/月	48人	40人	42人	44人
	利用日数/月	258人日	250人日	262人日	275人日
短期入所 (医療型)	利用者数/月	12人	15人	16人	17人
	利用日数/月	74人日	105人日	112人日	119人日

(3) 日中活動系サービス（訓練給付）

区分		R6年度 実績見込	R6年度 見込量	R7年度 見込量	R8年度 見込量
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	0人	1人	1人	1人
	利用日数/月	0人日	19人日	19人日	19人日
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	15人	15人	17人	19人
	利用日数/月	149人日	225人日	255人日	285人日
宿泊型自立訓練	利用者数/月	3人	1人	1人	1人
	利用日数/月	91人日	19人日	19人日	19人日
就労選択支援	利用者数/月	—	—	2人	2人
就労移行支援	利用者数/月	21人	18人	19人	20人
	利用日数/月	277人日	185人日	190人日	200人日
就労継続支援 (A型)	利用者数/月	135人	137人	141人	145人
	利用日数/月	2,507人日	2,616人日	2,684人日	2,753人日
就労継続支援 (B型)	利用者数/月	1,147人	1,131人	1,148人	1,165人
	利用日数/月	18,585人日	17,838人日	17,876人日	17,915人日
就労定着支援	利用者数/月	1人	2人	2人	2人

(4) 居住系サービス

区分		R6年度 実績見込	R6年度 見込量	R7年度 見込量	R8年度 見込量
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	270人	262人	276人	290人
(うち重度障がい者数)	利用者数/月	5人	4人	5人	6人
施設入所支援	利用者数/月	327人	339人	336人	332人
自立生活援助	利用者数/月	5人	9人	11人	13人

(5) 相談支援

区分		R6年度 実績見込	R6年度 見込量	R7年度 見込量	R8年度 見込量
計画相談支援	利用者数/月	571人	559人	588人	618人
地域移行支援	利用者数/月	2人	3人	4人	5人
地域定着支援	利用者数/月	0人	3人	4人	5人

3 地域生活支援事業の見込量に対する令和6年度実績見込

事業		R6年度 実績見込	R6年度 見込量	R7年度 見込量	R8年度 見込量
相談支援事業					
障害者相談支援事業	事業所数/ 相談員数	7か所/ 20人	7か所/ 20人	7か所/ 20人	7か所/ 20人
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置	設置
成年後見制度利用支援事業（申立費用）	件数/年	2件	5件	5件	5件
成年後見制度利用支援事業（後見人等報酬）	件数/年	47件	55件	58件	62件
意思疎通支援事業等					
手話通訳者	件数/年	2,511件	3,250件	3,250件	3,250件
派遣事業	実依頼件数/年	100件	110件	110件	110件
要約筆記者	件数/年	107件	95件	95件	95件
派遣事業	実依頼件数/年	9件	8件	8件	8件
手話通訳者設置事業	件数/年	4,201件	4,200件	4,200件	4,200件
（設置手話通訳者数）	人	6人	6人	6人	6人
手話奉仕員養成事業	研修受講者数	25人	25人	25人	25人
登録手話通訳士・通訳者	人	30人	31人	33人	34人
日常生活用具給付等事業	件数/年	5,125件	5,352件	5,352件	5,352件
移動支援事業（個別支援型）	利用者数	84人	98人	99人	100人
地域活動支援センター事業	事業所数	2か所	2か所	2か所	2か所
	延利用者数/年	5,680人	5,600人	5,600人	5,600人

※障がい者相談支援事業は、鳥取市と委託契約を締結している事業所数。

※手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員養成事業については、鳥取県との共同実施。

●任意事業		R6年度 実績見込	R6年度 見込量	R7年度 見込量	R8年度 見込量
訪問入浴サービス事業	利用者数/年	14人	10人	10人	10人
生活支援事業（さわやかサロン等）	実利用者数/年	40人	45人	47人	50人
日中一時支援事業	利用者数/年	62人	76人	77人	78人
	人日/年	2,839人日	3,859人日	3,952人日	4,047人日
点字・声の広報等発行事業	月1回発行	月1回発行	月1回発行	月1回発行	月1回発行
●地域生活支援促進事業					
デイサポート事業	利用者数/年	13人	14人	14人	14人

第3期鳥取市障がい児福祉計画の実施状況

1 計画目標に対する令和6年度実績見込

目 標	実績見込	目標値		
	R6年度末	R6年度末	R7年度末	R8年度末
障がい児支援の提供体制の整備等				
児童発達支援センターの設置	1か所 (機能の充実)	—	—	1か所 (機能の充実)
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制	内容の充実	—	—	内容の充実
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	2か所	—	— 2か所以上
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	内容の充実	内容の充実	内容の充実	内容の充実
医療的ケア児等コーディネーターの配置	69人	52人以上	55人以上	58人以上

2 障害児通所支援等の見込量に対する令和6年度実績見込

区 分	R6年度 実績見込	R6年度 見込量	R7年度 見込量	R8年度 見込量
児童発達支援	利用者数/月	93人	75人	77人
	利用人日/月	844人日	830人日	859人日
放課後等デイサービス	利用者数/月	415人	405人	436人
	利用人日/月	5,299人日	4,961人日	5,232人日
保育所等訪問支援	利用者数/月	26人	27人	27人
	利用人日/月	31人日	31人日	31人日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	2人	1人	1人
	利用人日/月	5人日	6人日	7人日
障害児相談支援	利用者数/月	150人	131人	140人
				149人

令和7年度 鳥取市障がい者計画に関する主な事業

I 生活支援

1 相談支援事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：125,030,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：124,370,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：112,677,000円
- (4) 事業の概要

基幹相談支援事業所を設置するとともに、市内7か所の指定相談支援事業所に一般相談支援事業を委託する。

○基幹相談支援事業所：鳥取市基幹相談支援センター（鳥取市社会福祉協議会内2人）

○一般相談委託事業所：障がい者支援センターそよかぜ（5人）、障害者支援センターしらはま（4人）、相談支援センターサマーハウス（4人）、相談支援事業所アプローズ（2人）、地域生活支援センターみんなの家（2人）、相談支援センターゆくり（1人）、鳥取介護サービス相談支援センター（2人）

2 地域生活支援拠点等整備事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：6,144,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：6,144,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：5,585,000円
- (4) 事業の概要

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時に備えた短期入所施設の体験の機会・場の提供や緊急時における相談支援の実施及び短期入所を活用した受入れ調整等を行うため、委託によりコーディネーター1人を配置する。

3 地域自立支援協議会設置事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：157,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：132,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：132,000円
- (4) 事業の概要

障がいのある人が地域で生活を営む上での地域課題を関係機関で情報共有し、課題解決を図るため、地域自立支援協議会を運営する。

○定例会・運営会議（2か月に1回）

○7部会

居宅介護サポートネットワーク部会、就労支援部会、相談支援部会、地域移行・権利擁護部会、乳幼児期・学齢期支援部会、放課後等デイサービス部会、地域生活支援拠点等整備部会

4 身体・知的・精神障害者相談員設置事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：661,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：603,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：653,000円
- (4) 事業の概要

身体障害者福祉法第12条の3に基づく身体障害者相談員制度及び知的障害者福祉法第15条の2に基づく知的障害者相談員制度及び独自の精神障害者相談員を運営する。

○任期 2年 : 令和5年4月～令和7年3月

○身体障害者相談員 13人、知的障害者相談員 7人、精神障害者相談員 2人

5 重症心身障がい児・者等受入事業所看護師配置助成事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：12,803,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：11,832,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：12,058,000円
- (4) 事業の概要

医療的ケアの必要な障がい児者を受け入れる事業所に対して基準以上に配置する看護師等の人事費に係る経費を支援する。

○看護師等の人事費

・指定放課後等デイサービス事業所等

勤務時間 6時間以上の場合 8,180円／日
4時間～6時間未満 4,090円／日

・指定生活介護事業所等 10,540円／日

・指定就労継続支援B型事業所 14,220円／日

6 重症心身障がい児者等日中支援事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：63,595,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：52,129,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：34,280,000円
- (4) 事業の概要

重症心身障がい児者等の日中支援を行う生活介護事業所及び放課後等デイサービス事業所における生活支援員の配置に対して支援する。

※対象となる重症心身障がい児者

- ・障害程度区分が4以上
- ・二肢以上に麻痺等があること。
- ・障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。
- ・療育手帳「A」所持程度の知的障がいがあること。

○生活介護事業所利用 一人当たり 2,900円／日

放課後等デイサービス事業利用 一人当たり 1,900円／日

短期入所事業所利用 一人当たり 6,700円／日

生活介護（医ケア 32 点以上）一人当たり 11,800 円/日
生活介護（医ケア 24 から 31 点）一人当たり 7,200 円/日

7 施設入所障がい児・者在宅生活支援事業費 障がい福祉課

- (1) 令和 7 年度当初予算要求額：97,000 円
- (2) 令和 6 年度当初予算額：81,000 円
- (3) 令和 5 年度当初予算額：81,000 円
- (4) 事業の概要

施設入所中の障がい児者の一時帰宅又は入院中の精神障がい者等が地域移行に向けての一時帰宅を行う場合等に必要となる在宅サービスを提供する。

○対象者：次のいずれかに該当し、かつ、本サービスを利用しなければ帰宅することが困難である障がい児者

- ①障がい者支援施設等に入所している者であって、かつ、援護の実施者が本市である施設入所者
- ②障がい児施設に入所している児童
- ③地域移行に向けての一時帰宅を行う入院者
- ④自立に向けての一時帰宅を行う共同生活援助入居者

○対象となるサービス：居宅介護及び行動援護

○利用上限時間：一人当たり年間 20 時間を上限

8 要医療障がい児・者在宅生活支援事業費（家庭外看護師派遣支援事業）

障がい福祉課

- (1) 令和 7 年度当初予算要求額：30,000 円
- (2) 令和 6 年度当初予算額：56,000 円
- (3) 令和 5 年度当初予算額：20,000 円
- (4) 事業の概要

経管栄養等の医療行為を常時又は適時に必要とする障がい児者が家庭外で活動する際に看護師の派遣費用を一部助成する。

○対象者：常時又は適時に保護者の付添い介護による経管栄養・たん吸引・導尿等の医療行為が必要な要医療障がい児者

○対象事業：対象となる要医療障がい児者が、公民館等のひとつの家庭外活動の場所に 4 人以上が集まって活動する場合

○対象経費：看護師等の派遣費用（30 分当たり 4,150 円を限度（利用者 4 人当たり看護師等 1 人を基本）

9 グループホーム夜間世話人配置事業費 障がい福祉課

- (1) 令和 7 年度当初予算要求額：8,815,000 円
- (2) 令和 6 年度当初予算額：8,336,000 円
- (3) 令和 5 年度当初予算額：9,290,000 円
- (4) 事業の概要

障がい者グループホームに安定的運営と利用者の安全を確保するために配置す

る夜間世話人の人件費を助成する。

○補助対象：次の事業を行う夜間世話人等の配置に係る経費を補助する。

- ・パニック等の防止、緩和等、災害や犯罪等発生時の利用者の安全確保
- ・日常生活動作支援（就寝支援、排せつ介助等）
- ・医療的ケアが必要な重度障がい者専任の生活支援員の配置に係る経費

○補助基準：〔配置体制及び障害支援区分に応じた単価〕 × 〔支援日数〕 × 〔鳥取市援護者数〕

10 障がい児・者地域生活体験事業費 障がい福祉課

(1) 令和7年度当初予算要求額：757,000円

(2) 令和6年度当初予算額：715,000円

(3) 令和5年度当初予算額：664,000円

(4) 事業の概要

地域生活を体験できる住宅を利用し、在宅生活を体験するための事業所への経費を助成する。

11 重度身体障がい者等在宅生活支援事業費 障がい福祉課

(1) 令和7年度当初予算要求額：93,000円

(2) 令和6年度当初予算額：93,000円

(3) 令和5年度当初予算額：93,000円

(4) 事業の概要

排痰補助装置の貸与に要する経費を助成する。

○対象者：次のいずれかに該当する常時又は随時排痰が必要な在宅の重度身体障がい児者

- ・神経・筋疾患
- ・脊髄損傷や脳原性麻痺に起因する頸直型四肢麻痺等による慢性呼吸不全

○対象経費：リース料（月額上限額：23,100円）

12 入院時付添依頼助成事業費 障がい福祉課

(1) 令和7年度当初予算要求額：33,000円

(2) 令和6年度当初予算額：33,000円

(3) 令和5年度当初予算額：33,000円

(4) 事業の概要

重症障がい児者の入院時の付添の代替を依頼する費用を助成する。

○対象者

- ・重症心身障がい児者
- ・両上下肢・体幹・呼吸機能障がいがすべてある身体障害者1級（又は準ずる）

方で先天性神経筋疾患の障がいのある方又は頭部外傷、脊髄損傷等のある方

○対象となるサービス：付き添いを依頼する費用（1時間当たり上限1,650円）

○利用上限時間：年間140時間を上限

1 3 エアーマットレス・レンタル助成事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：324,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：252,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：252,000円
- (4) 事業の概要

全身性運動機能障がいのある方に褥瘡予防のためにエアーマットレスをリースする際の経費の一部を助成する。

- 対象者：次のいずれにも該当する障がい児者で、体位変換が自力でできない方
 - ・市内において在宅生活を送っている方
 - ・身体障がい者手帳を取得されている方
 - ・脳原性麻痺や神經・筋疾患などに起因する全身性運動機能障がいのある方

○対象経費：エアーマットレスのリース経費（上限：10,000円／月）

1 4 介護給付費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：235,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：231,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：231,000円
- (4) 事業の概要

障害福祉サービス利用申請後、支給決定までの間にやむを得ない事情によりサービスを利用した場合は、事業所に一端全額を支払う必要があるが、その後利用者の申請に基づき利用者負担額を除いた額を給付する。（特例介護給付費）

1 5 補装具給付費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：52,123,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：45,999,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：48,955,000円
- (4) 事業の概要

身体障がいを補うための補装具費（購入・修理）を給付する。利用者負担は原則1割となり、残りの9割を支給する。

- 肢体不自由 義肢、（電動）車椅子、姿勢保持装置等
- 聴覚障がい 補聴器
- 視覚障がい 盲人安全杖、義眼、眼鏡
- その他 重度障がい者用意思伝達装置等

1 6 高額障害福祉サービス費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：3,554,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：3,189,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：3,177,000円
- (4) 事業の概要

○高額障害福祉サービス等給付費

障害者総合支援法に基づき、同じ者が法の異なるサービスを受けた場合や、同

一世帯に障害福祉サービスを利用する者が複数いる場合等に、世帯における月額負担上限額を超過した部分の負担金を償還払いにより助成する。

○新高額障害福祉サービス等給付費

障害者総合支援法に基づき、高齢障がい者の利用者負担の軽減を図るため、6歳に到達するまでに特定の障害福祉サービスを利用し、一定の要件を満たした者について、介護保険移行後に利用した障害福祉相当介護保険サービスの利用者負担を償還払いで支給する。

17 日常生活用具給付事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：55,358,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：61,635,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：50,536,000円
- (4) 事業の概要

障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むための物品の購入経費を助成する。

- 視覚障がい（盲人用時計、拡大読書器など）
- 聴覚障がい（FAX、屋内信号装置など）
- 肢体不自由（特殊ベッド、入浴補助用具など）
- ぼうこう・直腸機能障がい（ストーマ用装具）
- 知的障がい（頭部保護帽、火災警報器など）
- 脳原生運動機能障がい（紙おむつなど）

18 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：155,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：119,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：96,000円
- (4) 事業の概要

小児慢性特定疾病児に対し、日常生活上の便宜を図ることを目的として、特殊寝台等の日常生活用具の購入経費を助成する。

19 訪問入浴サービス事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：6,964,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：6,119,000
- (3) 令和5年度当初予算額：5,117,000円
- (4) 事業の概要

重度の身体障がいのある方の家に訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供する。

20 地域活動支援事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：19,565,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：19,444,000円

(3) 令和5年度当初予算額：19,439,000円

(4) 事業の概要

精神障がい者の創作活動や社会との交流の場等として設置する地域活動支援センター（サマーハウス・ほっこり）の運営を支援する。

2.1 日中一時支援事業費 障がい福祉課

(1) 令和7年度当初予算要求額：30,324,000円

(2) 令和6年度当初予算額：9,970,000円

(3) 令和5年度当初予算額：10,444,000円

(4) 事業の概要

障がい児・者の居宅介護事業所等における日中一時預かりサービスを提供する。

○対象者：身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、発達障がい児・者

○事業内容：日中一時預かり（宿泊を伴わない一時預かり）、送迎サービス、入浴サービス

○利用者負担：1割

2.2 その他生活支援事業費 障がい福祉課

(1) 令和7年度当初予算要求額：796,000円

(2) 令和6年度当初予算額：856,000円

(3) 令和5年度当初予算額：809,000円

(4) 事業の概要

障がいの程度の軽い方を対象とした日中活動の場、生きがいづくりの場等を提供するデイサポートサービスを提供

○実施場所：鳥取市障害者福祉センター（さわやか会館）

2.3 国民健康保険団体連合会負担金等 障がい福祉課

(1) 令和7年度当初予算要求額：5,619,903,000円

(2) 令和6年度当初予算額：5,097,696,000円

(3) 令和5年度当初予算額：4,884,066,000円

(4) 事業の概要

障害福祉サービスを提供している事業所へ、障害福祉サービス費として居宅介護などの介護給付費、自立訓練などの訓練等給付費、相談支援事業の一環として実施するサービス利用計画作成費、施設入所者等に対する特定障害者特別給付費等を支給する。（鳥取県国民健康保険団体連合会経由）

2.4 強度行動障がい者入居等支援事業費 障がい福祉課

(1) 令和7年度当初予算要求額：2,880,000円

(2) 令和6年度当初予算額：1,440,000円

(3) 令和5年度当初予算額：2,880,000円

(4) 事業の概要

重度の強度行動障がいのある人を施設等で支援する際の運営に要する経費を助成する。

2 5 肢体不自由児育成事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：130,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：130,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：130,000円
- (4) 事業の概要

障がいのある児童の健全な育成と療育面での成長を願い、療育キャンプ等に参加する障がいのある児童へ記念品を贈呈する。

2 6 難聴児補聴器購入助成事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：546,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：459,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：429,000円
- (4) 事業の概要

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対する補聴器の購入等を助成する。

○対象者：次に該当する中軽度の難聴児

- ・両耳聴力が30dB以上
- ・18歳に到達した年の年度末まで

○対象経費：補聴器の購入等費用（耐用年数期間の購入制限、修理・再購入の要件等あり）

2 7 障がい児を育てる地域の支援体制整備事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：766,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：914,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：769,000円
- (4) 事業の概要

医療的ケアの必要な障がい児者を受け入れる事業所に対して必要な医療器具の購入に係る経費を助成

○事業対象：エアーマット、吸引器、姿勢保持具、感覚統合遊具、コミュニケーションツール等、医療ケアやリハビリテーションの実施に必要な備品購入費

○対象経費：1事業所当たり1,000千円以内

2 8 特別児童扶養手当事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：765,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：723,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：694,000円
- (4) 事業の概要

日常生活において介護を必要とする在宅の障がい児の養育者へ特別児童扶養手

当を支給する。

2 9 児童発達支援センター利用者負担金軽減事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額： 51,000 円
- (2) 令和6年度当初予算額： 101,000 円
- (3) 令和5年度当初予算額： 101,000 円
- (4) 事業の概要

児童発達支援センターを利用する利用者負担金を軽減する。

○対象者

- ・未就学児童のうち、2人目の児童が児童発達支援センターに通う保護者
- ・第3子以降の児童が児童発達支援センターに通う保護者

○軽減内容：児童発達支援センター利用者負担金を軽減【1/4又は免除】

3 0 国民健康保険団体連合会負担金（障がい児対象分） 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額： 958,401,000 円
- (2) 令和6年度当初予算額： 845,575,000 円
- (3) 令和5年度当初予算額： 783,186,000 円
- (4) 事業の概要

障がい児給付費としてサービスを提供している事業所へ、障害児通所給付費等として、障害児通所給付費、障害児相談支援給付費を支給する。（鳥取県国民健康保険団体連合会経由）

3 1 障害児通所給付費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額： 89,000 円
- (2) 令和6年度当初予算額： 40,000 円
- (3) 令和5年度当初予算額： 80,000 円
- (4) 事業の概要

障害児通所支援のサービス利用申請後、支給決定までの間にやむを得ない事情によりサービスを利用した場合は、事業所に一端全額を支払う必要があるが、その後利用者の申請に基づき利用者負担額を除いた額を給付する。（特例障害児通所支援給付費）

3 2 高額障害児通所給付費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額： 166,000 円
- (2) 令和6年度当初予算額： 130,000 円
- (3) 令和5年度当初予算額： 130,000 円
- (4) 事業の概要

児童福祉法に基づき、同じ者が法の異なるサービスを受けた場合や、同一世帯に障害児通所支援、障害児入所支援のサービスを利用する者が複数いる場合等に利用者負担上限額を超過した部分の負担金を償還払いにより助成する。

3 3 児童発達支援食費軽減事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：30,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：30,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：74,000円
- (4) 事業の概要

令和元年10月1日から「3歳から5歳までの保育園等を利用する子どもの利用料無償化」の実施に伴い、無償化の対象外となっている食費部分について、費用の一部を助成する。

3 4 障害者福祉センター管理運営費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：51,735,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：50,655,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：46,162,000円
- (4) 事業の概要

鳥取市障害者福祉センター（さわやか会館）の管理運営を行いながら、必要に応じて施設修繕を行っている。（指定管理先：鳥取市社会福祉協議会）

3 5 医療的ケア児等送迎支援事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：4,068,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：5,364,000円
- (3) 事業の概要

医療的ケア児等の医療機関等への送迎に際して、福祉タクシーの利用経費と看護師派遣の経費を事業所に対して助成する。

○補助対象：障害福祉サービス利用時に医療的ケアが必要で、リクライニング式車イス等による移動が必要な医療的ケア児、運動機能障害のある重度心身障がい児者

○補助基準概要：医療機関等へ福祉タクシーを利用した経費の1/2を助成（1回の自己負担上限2,500円）。その際に看護師派遣を利用した経費につき自己負担500円を除いた額を助成。

3 6 孤独・孤立対策推進事業費 中央人権福祉センター

- (1) 令和7年度当初予算要求額：12,141,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：12,147,000円
- (3) 事業の概要

孤独・孤立対策推進員設置事業、フードサポート事業及び食品アクセス確保対策事業を通じて、要支援者の社会的孤立・孤独の防止を図る。

3 7 保育サービス多様化推進事業費（障がい児保育事業） 幼児保育課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：136,345,800円
- (2) 令和6年度当初予算額：80,142,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：80,031,000円

(4) 事業の概要

障がいの程度に関わらず、市が特別な支援が必要と認めた児童に対して、保育士等を配置する場合の人事費の一部を助成する。

3 8 児童発達支援事業費 こども発達支援センター

- (1) 令和7年度当初予算要求額：12,127,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：11,009,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：9,696,000円
- (4) 事業の概要

発達上の困難を抱える児童への適切な相談支援を行うため、保育訪問相談・発達相談・発達検査等を実施する。また、保育園等を対象に発達支援保育指導委員会巡回指導等を実施する。関係機関との情報共有と連携を図るため、就学前から支援の必要な児童専用の保管ファイルを作成、配布し、支援の継続を行う。

3 9 親子通所療育事業費 こども発達支援センター

- (1) 令和7年度当初予算要求額：306,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：309,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：309,000円
- (4) 事業の概要

主に家庭にいる2～3歳の発達上の困難を抱える児童に対する発達支援を行うとともに親子遊びを中心とした療育事業を通してその親に対して児童への接し方を伝え、スムーズに就園へ移行できるように支援を行う。

4 0 小集団療育事業費 こども発達支援センター

- (1) 令和7年度当初予算要求額：276,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：232,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：232,000円
- (4) 事業の概要

主に保育園や幼稚園に在籍し、行動統制に弱さや友達関係等の社会性の未熟さを抱える幼児に対し、小集団療育を通して、対人関係やコミュニケーション力を高め、集団での行動統制が図れるよう支援を促すとともに、保護者に対する児への接し方を伝える機会を提供する。

4 1 若草学園管理運営費 こども発達支援センター

- (1) 令和7年度当初予算要求額：54,588,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：50,460,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：26,094,000円
- (4) 事業の概要

児童発達支援センター「若草学園」を管理・運営し、発達支援の必要な幼児に対し、発達に応じた療育や支援を通じて、将来、地域社会で自立した生活が出来るようになることを目指している。

4 2 障害児等地域療育支援事業費 こども発達支援センター

- (1) 令和7年度当初予算要求額：6,926,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：6,441,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：5,845,000円
- (4) 事業の概要

在宅の発達に困難を抱える児童の生活支援のため、身近な地域で療育指導を受け、相談ができるよう療育環境を構築し、児童の発達支援の向上・充実を図る。

4 3 若草学園改築事業費 こども発達支援センター

- (1) 令和7年度当初予算要求額：14,728,000円
- (2) 事業の概要

改築整備を行うことで、安全・安心な療育環境を整備し、発達支援の必要な児童に対する療育、支援の拡充を図る。

II 保健・医療

1 自立支援医療費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：260,551,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：255,041,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：230,553,000円
- (4) 事業の概要

更生医療、育成医療に係る医療費の一部を助成する。

○更生医療

- ・対象：18歳以上で身体障害者手帳を所持するものであって、医療を施術することにより、身体機能の改善、維持等の確実な治療効果が期待できる場合
- ・対象疾患：心臓弁置換・ペースメーカー埋め込み、人工透析等

○育成医療

- ・対象：18歳未満の児童で現在身体に障がいがあるか、又は現に治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる疾患で、手術などの治療によりその症状が軽くなると認められる場合
- ・対象疾患：口蓋裂、脊椎側弯症等

2 療養介護医療費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：40,198,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：40,629,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：47,545,000円
- (4) 事業の概要

進行性筋萎縮症等に罹患している身体障がいのある人等に対し、医療機関で行う機能回復訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援のうち、医療に関する部分を給付する。

3 肢体不自由児通所医療費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：315,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：219,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：219,000円
- (4) 事業の概要

医療と療育の両方を必要とする障がい児対象の「医療型児童発達支援（鳥取療育園等）」における医療費部分を給付する。（療育部分はサービス費で支援。）

4 障がい者歯科診療所運営補助金 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：732,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：753,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：720,000円
- (4) 事業の概要

一般歯科医院での診療が難しい心身障がい児者の歯科保健指導・歯科診療を行う鳥取県口腔総合保健センターの運営を支援する。

5 障がい者社会参加支援事業費 鳥取市保健所保健医療課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：538,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：546,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：500,000円
- (4) 事業の概要

在宅の精神障がいのある人がグループ活動をとおして交流を深めたり、日常の相談に対応し不安を取り除きながら、生活習慣の確立や社会生活への適応を高めるため、さわやかサロン等を開催する。

6 高次脳機能障がい支援普及事業費 鳥取市保健所保健医療課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：26,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：26,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：26,000円
- (4) 事業の概要

市町担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、高次脳機能障害者家族会等高次脳機能障がいのある人の支援に携わる職員を対象に事例検討、意見交換会を実施する。

7 アルコール・薬物関連問題家族教室事業費 鳥取市保健所保健医療課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：195,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：233,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：232,000円
- (4) 事業の概要

アルコール・薬物関連問題で悩んでいる家族等に対し、家族教室を開催する。

8 ひきこもり対策支援事業費 鳥取市保健所保健医療課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：7,249,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：7,252,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：6,597,000円
- (4) 事業の概要

ひきこもり家族教室等を開催し、社会的孤立を防ぐための他家族との交流や支援者の資質向上と連携強化を図る。

9 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業費

鳥取市保健所保健医療課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：3,271,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：2,938,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：1,631,000円
- (4) 事業の概要

東部圏域精神科医療機関、サービス事業所、医療・保健・福祉の関係機関等との連携により、精神障がいのある人を対象とした地域包括ケアシステムの構築を図る。

10 精神科救急医療体制整備事業費 鳥取市保健所保健医療課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：66,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：66,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：66,000円
- (4) 事業の概要

緊急な医療を必要とする精神疾患患者等に対する迅速かつ適切な精神科救急医療体制の整備を図る。

11 精神衛生費 鳥取市保健所保健医療課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：729,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：1,117,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：988,000円
- (4) 事業の概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院等を実施する。

12 アルコール・薬物等依存症支援対策事業費 鳥取市保健所保健医療課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：413,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：419,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：338,000円
- (4) 事業の概要

アルコール・薬物関連問題を抱える本人、家族等が問題解決に取り組めるよう専門相談を実施する。

1 3 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業費 鳥取市保健所保健医療課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：281,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：263,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：93,000円
- (4) 事業の概要

精神科病院入院患者と地域住民やボランティアとの交流の場を提供するなど、長期入院者の退院意欲を高め、地域移行を推進する。

1 4 難病等医療費助成事業費 鳥取市保健所保健医療課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：16,334,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：16,280,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：16,488,000円
- (4) 事業の概要

指定難病に係る医療費の一部を公費負担する。

- 対象疾病：341疾病（令和6年4月1日現在）
- 自己負担：原則2割（現行3割の方は2割、1割の方は1割）で、所得区分に応じた月額負担上限額あり。

1 5 難病患者療養支援事業費 鳥取市保健所保健医療課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：1,585,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：1,671,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：1,605,000円
- (4) 事業の概要

在宅難病患者の一時入院事業を実施するとともに、在宅人工呼吸器使用患者支援事業を実施する。また、難病患者に対し、訪問相談、医療相談、訪問指導等を行う。

1 6 小児慢性特定疾病対策等事業費 こども未来課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：67,639,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：62,408,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：62,068,000円
- (4) 事業の概要

○小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病に係る医療費の一部を公費負担する。

対象疾病：788疾病（令和3年11月1日現在）

対象：小児慢性特定疾病を患っている18歳未満の児童（18歳到達時点で事業対象であり引き続き治療が必要な場合は20歳まで）

自己負担：原則2割で、所得区分に応じた月額負担上限額あり。

○小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

小児慢性特定疾病児童等及びその家族に対する相談支援等を行う。

○小児慢性特定疾病交通費助成

認定疾病に係る県外医療機関（距離要件あり）を受診した場合の交通費を助成する（回数上限あり）。

III 安全・安心

1 避難行動要支援者支援制度普及促進事業費 地域福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：2,121,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：4,544,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：7,436,000円
- (4) 事業の概要

障がい者、要介護高齢者など災害時に避難の支援が必要な方を登録し、地域での支え合い体制を構築する避難行動要支援者支援制度の普及・啓発を行う。

また、避難に支援を要する方に身近な福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員）による、個別避難計画の作成を進める。

2 わが町支え愛活動支援事業補助金 地域福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：300,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：150,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：300,000円
- (4) 事業の概要

町内会、集落単位で取り組む災害時の要支援者の避難体制及び平常時の見守り体制の構築を支援する。（市社協事業への補助）

3 緊急通報体制等整備事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：30,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：30,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：30,000円
- (4) 事業の概要

ひとり暮らしの重度障がい者や重度障がい者のみの世帯等が、急病などの緊急時に、簡単な操作による通報により、協力員の助けなど迅速かつ適切な対応が図れるよう、緊急通報装置を設置する。

IV 情報アクセス・コミュニケーション支援の推進

1 電話リレーサービス事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：161,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：152,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：151,000円
- (4) 事業の概要

聴覚障がい者個人のファックス・メールに定期的に市報・福祉情報等を「さんさんだより」で提供する。

2 コミュニケーション支援事業費 障がい福祉課

(1) 令和7年度当初予算要求額：40,795,000円

(2) 令和6年度当初予算額：35,404,000円

(3) 令和5年度当初予算額：32,825,000円

(4) 事業の概要

- ・手話通訳者の配置：市障がい福祉課1名、さわやか会館2名、鳥取県東部聴覚障害者センター3名
- ・意思疎通支援事業：手話通訳者・要約筆記者を病院等に派遣
- ・生活支援事業：聴覚に障がいのある方の社会性を養う
- ・手話通訳奉仕員養成研修：手話奉仕員を養成するための研修会の開催
- ・点字朗読奉仕員養成事業：点字朗読奉仕員を養成するための研修会の開催
- ・失語症向け意思相通支援事業：失語症向け意思相通支援員を養成するための研修会の開催

3 盲ろう者支援センター運営事業費 障がい福祉課

(1) 令和7年度当初予算要求額：11,178,000円

(2) 令和6年度当初予算額：12,142,000円

(3) 令和5年度当初予算額：8,337,000円

(4) 事業の概要

盲ろう者向け通訳・介助員養成事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を実施する。

4 聴覚障がい者意思疎通支援事業費 障がい福祉課

(1) 令和7年度当初予算要求額：32,483,000円

(2) 令和6年度当初予算額：29,411,000円

(3) 令和5年度当初予算額：27,928,000円

(4) 事業の概要

手話通訳者・要約筆記者養成研修事業、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施する。

5 失語症者向け意思疎通支援事業費 障がい福祉課

(1) 令和7年度当初予算要求額：4,883,000円

(2) 令和6年度当初予算額：4,887,000円

(3) 令和5年度当初予算額：4,838,000円

(4) 事業の概要

失語症者向け意思疎通を行う者を養成、派遣事業を県と共同で実施する。

6 市政広報費 秘書課広報室

(1) 令和7年度当初予算要求額：525,840円

(2) 令和6年度当初予算額：531,000円

(3) 令和5年度当初予算額：536,950円

(4) 事業の概要

市長定例記者会見等に手話通訳者を配置し、動画配信（Youtube）を行う。

7 電子書籍購入費 **中央図書館**

(1) 令和7年度当初予算要求額：3,740,000円〔※全体予算額〕

(2) 令和6年度当初予算額：3,740,000円〔※全体予算額〕

(3) 令和5年度当初予算額：3,740,000円〔※全体予算額〕

(4) 事業の概要

身体的な理由等により、図書館への来館が困難な方にも読書が可能となるよう、電子書籍を整備する。

V 生活環境

1 重度障がい者（児）タクシー料金助成費 **障がい福祉課**

(1) 令和7年度当初予算要求額：12,493,000円

(2) 令和6年度当初予算額：11,985,000円

(3) 令和5年度当初予算額：11,692,000円

(4) 事業の概要

市民税非課税の重度障がい（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級で顔写真が貼付してあるもの）のある人に対して、タクシー料金の一部（初乗り運賃相当額（740円を上限））を助成する。

2 移動支援事業費 **障がい福祉課**

(1) 令和7年度当初予算要求額：9,161,000円

(2) 令和6年度当初予算額：6,831,000円

(3) 令和5年度当初予算額：6,700,000円

(4) 事業の概要

屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出のための支援を実施する。

3 社会参加促進事業費 **障がい福祉課**

(1) 令和7年度当初予算要求額：1,808,000円

(2) 令和6年度当初予算額：1,633,000円

(3) 令和5年度当初予算額：1,741,000円

(4) 事業の概要

身体障がいのある方が所有し運転する自動車等の改造又は福祉車両購入経費を助成、点字広報・声の広報の発行等を行う。

4—1 総合支所整備事業費（青谷町総合支所大規模改修工事） **財産経営課**

(1) 令和7年度当初予算要求額：399,473,000円〔※全体予算額〕

(2) 令和6年度当初予算額：222,400,000円〔※全体予算額〕

(3) 事業の概要

バリアフリートイレ、屋根付き車椅子駐車場、緊急情報表示灯、音声標識ガイドシステムなどの整備を行う。

4—2 総合支所整備事業費（国府町総合支所大規模改修工事）財産経営課

(1) 令和7年度当初予算要求額：137,955,000円〔※全体予算額〕

(債務負担行為：令和8年度 206,937,000円)

(2) 事業の概要

バリアフリートイレ、屋根付き車椅子駐車場、緊急情報表示灯、音声標識ガイドシステムなどの整備を行う。

5 移動等円滑化促進事業費都市企画課

(1) 令和7年度当初予算要求額：143,000円

(2) 令和6年度当初予算額：11,386,000円

(3) 令和5年度当初予算額：16,473,000円

(4) 事業の概要

移動等円滑化促進方針(マスタートップラン)及びバリアフリー基本構想に基づき、誰もが安心・安全に暮らせるまちの実現を目指し、ハード・ソフト両面からなる一体的なバリアフリー化の推進を図っていく。

6 公営住宅改修工事建築住宅課

(1) 令和7年度当初予算要求額：193,755,000円〔※全体予算額〕

(2) 令和6年度当初予算額：132,435,000円〔※全体予算額〕

(3) 令和5年度当初予算額：88,290,000円〔※全体予算額〕

(4) 事業の概要

令和7年度及び8年度で大森団地R G 3棟の改修工事を実施。住戸内をバリアフリーに配慮した整備を行う。

VI 雇用・就業、経済的自立の支援

1 就労継続支援B型事業所通所助成事業費障がい福祉課

(1) 令和7年度当初予算要求額：5,815,000円

(2) 令和6年度当初予算額：5,703,000円

(3) 令和5年度当初予算額：6,001,000円

(4) 事業の概要

就労継続支援B型事業所に通所する障がいのある方に対し、通所に要する費用の一部を助成する。

○助成割合：通所に要する実費相当部分の1/3

2 福祉の店運営費補助金障がい福祉課

(1) 令和7年度当初予算要求額：8,210,000円

(2) 令和6年度当初予算額：7,074,000円

(3) 令和 5 年度当初予算額：7,445,000 円

(4) 事業の概要

障がいのある方が就労継続支援事業所等で製作する品の常設販売を行う「福祉の店」の運営経費を助成する。

○助成対象：福祉の店レインボウ（市役所駅南庁舎 1 階）、ユーカリ（市役所市民交流棟 1 階）

3 心身障害者扶養共済事業費 障がい福祉課

(1) 令和 7 年度当初予算要求額：1,407,000 円

(2) 令和 6 年度当初予算額：1,415,000 円

(3) 令和 5 年度当初予算額：1,421,000 円

(4) 事業の概要

障がい児者を扶養している方（加入者）が、一定額の掛け金を負担することにより、加入者が死亡したり、重度障がいになった場合に、扶養されている障がい児者に年金が支給される制度で、掛金の一部を助成する。

4 特別障害者手当費 障がい福祉課

(1) 令和 7 年度当初予算要求額：103,399,000 円

(2) 令和 6 年度当初予算額：96,493,000 円

(3) 令和 5 年度当初予算額：91,807,000 円

(4) 事業の概要

重度の障がいが重複している等の理由により、在宅での日常生活において常時特別の介護を必要とする者に対して、その障がいのために生ずる費用負担の一助として手当を支給する。

○障害児福祉手当：20歳未満

○特別障害者手当：20歳以上

○経過的福祉手当：昭和 50 年法改正により福祉手当を受けていた者で特別障害者手当等を受けることが出来ない者についての経過措置

5 障がい者トライアル雇用奨励金 経済・雇用戦略課

(1) 令和 7 年度当初予算要求額：180,000 円

(2) 令和 6 年度当初予算額：180,000 円

(3) 令和 5 年度当初予算額：180,000 円

(4) 事業の概要

国が実施する「障がい者トライアル雇用助成金」の支給決定を受けた市内事業主であって「法定雇用率」未達成事業主に、奨励金を支給する。

VII 教育、文化芸術活動・スポーツ等の振興

1 特別支援事業費 障がい福祉課

(1) 令和 7 年度当初予算要求額：8,812,000 円

(2) 令和 6 年度当初予算額 : 8,086,000 円

(3) 令和 5 年度当初予算額 : 7,351,000 円

(4) 事業の概要

○鳥取市障がい者福祉週間（5/23～29）事業

・ふれあい広場

○障害者基本法に基づく障がい者週間（12/3～12/9）事業

・街頭啓発活動

・障がい者週間啓発大会

○手話情報番組制作事業

○障がい者団体育成事業

○障がい者福祉バス借上支援事業

2 まちなか美術展開催費 文化交流課

(1) 令和 7 年度当初予算要求額 : 1,000,000 円

(2) 令和 6 年度当初予算額 : 1,000,000 円

(3) 令和 5 年度当初予算額 : 1,000,000 円

(4) 事業の概要

「フクシ×アート Weeks」と題した事業期間中、障がい者アート作品を商店街振興組合加盟店舗等に展示する。中心市街地において、来街者が回遊しながら障がい者アート作品を鑑賞することのできる機会を提供することにより、文化芸術振興、中心市街地活性化、商業振興を図ることを目的としている。

3 インクルーシブ教育システム推進事業費 こども発達支援センター

(1) 令和 7 年度当初予算要求額 : 9,666,000 円

(2) 令和 6 年度当初予算額 : 7,502,000 円

(3) 令和 5 年度当初予算額 : 6,530,000 円

(4) 事業の概要

特別な支援を必要とする可能性のある子どもに対し、就学前から就学に関する情報提供や相談会の実施等に取組む。柔軟できめ細やかな対応ができる就学相談員を配置、早期からの就学相談・支援の充実を図る。また、学齢期における校内体制の支援及び特別支援教育の充実を図る。

4 学校維持補修費（小学校・通常） 教育総務課

(1) 令和 7 年度当初予算要求額 : 16,800,000 円

(2) 令和 6 年度当初予算額 : 17,000,000 円

(3) 令和 5 年度当初予算額 : 8,700,000 円

(4) 事業の概要

小学校トイレ洋式化推進事業

5 一般管理事務費（小学校） 教育総務課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：400,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：300,000円（特別教室等整備費（小学校））
- (3) 令和5年度当初予算額：500,000円（特別教室等整備費（小学校））
- (4) 事業の概要

普通学級・特別支援学級の新設・増設に伴い、学習環境を整備する。

6 学校維持補修費（中学校・通常） 教育総務課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：5,100,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：16,500,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：1,800,000円
- (4) 事業の概要

中学校トイレ洋式化推進事業

7 一般管理事務費（中学校） 教育総務課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：500,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：300,000円（特別教室等整備費（中学校））
- (3) 令和5年度当初予算額：500,000円（特別教室等整備費（中学校））
- (4) 事業の概要

普通学級・特別支援学級の新設・増設に伴い、学習環境を整備する。

8 特別支援教育推進事業費 学校教育課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：174,679,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：143,007,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：127,210,000円
- (4) 事業の概要
 - 教育支援委員会の開催（年3回）
 - 特別支援教育支援員の配置

9 教職員研修運営事業費 学校教育課（総合教育センター）

- (1) 令和7年度当初予算要求額：18,359,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：17,010,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：15,674,000円
- (4) 事業の概要

教職員を対象とする研修の企画・実施する。

10 スポーツ推進委員活動費 生涯学習・スポーツ課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：3,998,000円
- (2) 令和6年度当初予算額：3,986,000円
- (3) 令和5年度当初予算額：4,014,000円
- (4) 事業の概要

スポーツの実技指導はもとよりスポーツをするための環境の整備やスポーツマジックなどの精神面の指導・助言、その他地域におけるスポーツ振興を図る。
○各種スポーツ推進委員研修会、ニュースポーツ体験会等の主催およびスポーツイベントの支援

1 1 鳥取市豊実体育館トイレ改修工事 生涯学習・スポーツ課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：41,307,000円（地区体育館管理費）
(2) 令和6年度当初予算額：4,686,000円（地区体育館管理費）
(3) 事業の概要

豊実体育館トイレの改修工事に伴い、トイレ入口をフラット化し、バリアフリー化を検討している。令和7年度は、改修工事を行う。

1 2 河原町コミュニティセンター実施設計業務 生涯学習・スポーツ課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：64,979,000円（集会所管理費）
(2) 令和6年度当初予算額：17,515,300円（集会所管理費）
(3) 事業の概要

河原町コミュニティセンター建替えに伴い、令和6年度に鳥取県福祉のまちづくり条例に沿った施設となるよう基本設計を実施。令和7年度は、実施設計を行う。

VIII 差別の解消及び権利擁護の推進

1 障害者虐待防止・差別解消対策支援事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：178,000円
(2) 令和6年度当初予算額：179,000円
(3) 令和5年度当初予算額：179,000円
(4) 事業の概要

障がい者虐待防止・差別解消推進協議会を運営する。

2 障がい者成年後見制度利用支援事業費 障がい福祉課

- (1) 令和7年度当初予算要求額：22,905,000円
(2) 令和6年度当初予算額：18,133,000円
(3) 令和5年度当初予算額：18,211,000円
(4) 事業の概要

成年後見制度の利用支援

○市長申し立て：2親等以内の親族がいない場合などにおいて、市長が裁判所に成年後見の申し立てを行う。

○成年後見制度利用支援事業：後見人等が生活保護受給者である場合など、資力がない場合に後見人報酬を助成する。

○権利擁護センター運営支援事業：鳥取市社会福祉協議会が設置した「鳥取市権利擁護センター「かけはし」」の運営を補助する。

IX 行政サービス等における配慮

1 身体障がい者福祉行政事務費 障がい福祉課

(1) 令和7年度当初予算要求額：27,353,000円

(2) 令和6年度当初予算額：24,843,000円

(3) 令和5年度当初予算額：21,599,000円

(4) 事業の概要

安定したサービス提供を行うための窓口業務の委託、障がい福祉推進全般に係る事務経費（会計年度任用職員人件費含む。）

2 障害者施策推進費 障がい福祉課

(1) 令和7年度当初予算要求額： 337,000円

(2) 令和6年度当初予算額： 266,000円

(3) 令和5年度当初予算額：5,663,000円（障がい福祉計画等策定費）

(4) 事業の概要

鳥取市障がい者施策推進協議会の運営を行う。（令和5年度については、鳥取市障がい者計画等を策定するための費用として計上）

第1回鳥取市障がい者施策推進協議会（令和6年9月5日開催）

（太田課長補佐） ただいまから令和6年度第1回鳥取市障がい者施策推進協議会を開会いたします。開会に当たりまして、障がい福祉課長より御挨拶申し上げます。

（枠谷課長） はい。皆さんこんにちは。

（　　） こんにちは。

（枠谷課長） 本日は皆様お忙しい中、第1回令和6年度鳥取市障がい者施策推進協議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。障がい福祉課長をしております枠谷と申します。私は平成30年度まで3年間、障がい福祉業務に携わっておりまして、5年を経ましてこの4月から障がい福祉課長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。この間、読書バリアフリー法ですか、医療的ケア児支援法、また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、また、この4月には障害者差別解消法の改正、様々な法整備がなされておる状況でございます。行政に求められる役割も大きく、また、重くなっていると実感しているところでございます。皆様にはいろいろアドバイス、また、御協力をいただきながら進める場合が多くなると思いますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

さて、この障がい者施策推進協議会、昨年度は障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、この3つの計画を策定するために障がい者計画等策定委員会といたしまして、計4回にわたりまして皆様に御参集いただきました。今後9年間の本市の障がい福祉施策の方向性、また、今後3年間の障害福祉サービス、障害児福祉サービスの見込みと、その見込みを確保するための方策について様々な御議論をいたしましたところでございます。おかげさまをもちまして、この鳥取市障がい者計画・第7期鳥取市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画、これらを策定することができまして、この4月からはこの新しい計画の下で、各種政策を進めておるところでございます。

本日は本市の障がいのある人の状況、また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の実施状況、さらには関係する各種事業の概要について説明をさせていただきます。また、皆様からの御意見、御指摘をいただき、点検・評価を行った上で、今後の事業展開の改善、また、推進につなげてまいりたいと考えております。本日は皆様より忌憚のない闊達な御意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

（太田課長補佐） 申し遅れましたけど、私、鳥取市障がい福祉課の太田と申します。よろしくお願ひいたします。では、初めに資料の確認をさせていただけたらと思います。事前に送付させていただきましたホッチキス留めしておりましたもの、令和6年度第1回鳥取市障がい者施策推進協議会、全部で41～42ページあるやつですけども、皆さんお持ちでしょうか。大丈夫でしょうか。はい。それと、新しく委員になっていただいた方には資料と一緒に送らせていただきまして、継続の方には先立って送らせていただいておりますけども、この鳥取市障がい者計画・第7期鳥取市障がい福祉計画・第3期鳥取市障がい児福祉計画、この冊子もお持ちいただくように御連絡させていただきましたけども、お持ちでしょうか。大丈夫でしょうか。

はい、予備がありますので言つていただけたら、はい。田渕さん、大谷さん、はい、じゃあ、

お渡ししますので。はい、それと、本日、当日配布としましてこの1枚物の座席表と、あと、避難行動要支援者支援制度のチラシと、もう1つ、該当の方だけですけども、委嘱状のほうを机のほうに置かせていただいております。継続の方に対しましても、報酬の内訳が変わる関係で該当の方には机の上に置かせていただいておりますので、どうぞ御確認いただけたらと思います。よろしいでしょうか。はい。

それでは議事に沿いまして3の委員紹介に移らせていただきます。先ほど課長のほうからも挨拶で申しましたけども、昨年度は鳥取市障がい者計画等策定委員会ということで皆様に御協力いただきましてありがとうございました。それで、皆様の任期に関しましては、名簿のほうのちょっと上のほうに書いておりますけども、1ページの。任期が令和5年6月1日～令和7年5月31日となっておりますので、はい。本年度も引き続き障がい者施策につきまして御意見いただきたいと思っております。今回人事異動等によりまして2名の委員の方が交代されておりましたので、新たに委員になられた方の御紹介をさせていただきたいと思います。まず、お一人目ですけども、鳥取市自治連合会より西原様に代わりまして稻田副会長様です。

(稻田委員) よろしくお願ひをいたします。稻田です。

(太田課長補佐) よろしくお願ひします。もうお一人ですね、鳥取公共職業安定所より谷本様に代わりまして山根就職促進指導官でございます。

(山根委員) ハローワーク鳥取の山根と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(太田課長補佐) よろしくお願ひします。引き続きの方も含めまして、皆さんどうぞよろしくお願ひします。事務局側の参加者につきましては本日配布の、先ほどお示しました座席表にて、お読み込みいただけたらと思います。それで1人、地域福祉課長の山内のほうが後で遅れて参加させていただきますのでよろしくお願ひいたします。はい、では、議事の4の会長、副会長の選出に移らせていただきます。この事前にお配りしました資料の2ページをおはぐりいただいて、協議会設置要綱をつけております。協議会設置要綱第3条第3項に、協議会には会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定めることとなっておりまして、これにより皆様に本協議会の会長及び副会長選出をお願いしたいと思いますが、まずは選考方法につきまして皆様のほうで何か御意見等ござりますでしょうか。

() 事務局一任。

(太田課長補佐) どうでしょうか、事務局一任という声をいただきましたけども、皆さんよろしいでしょうか。

() 異議なし。

(太田課長補佐) はい、ありがとうございます。事務局としましては、昨年度、鳥取市障がい者計画等策定委員会におきまして、委員長として鳥取市障がい者計画等の策定の取りまとめに携わっていただきました鳥取市社会福祉協議会の田中常務理事に引き続き会長をお願いしたらどうかと考えております。それで、また、副会長には、こちらも昨年度、同じく鳥取市障がい者計画等策定委員会におきまして副委員長を務めていただきました鳥取市手をつなぐ育成会の大谷顧問にお願いしてはどうかと考えていますが、皆さんいかがでしょうか。

() 異議なし。

(　) 異議なし。

(太田課長補佐) 異議なしということで、ありがとうございます。はい、それでは会長は田中委員、副会長は大谷委員にお願いしたいと思います。皆様の承認を先ほど得られましたので、では、田中委員と大谷委員には前のほうに会長席と副会長席を設けておりますが、そちらのほうに御移動いただけますでしょうか。それでは、田中会長、大谷副会長より一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(田中会長) はい。ただいま選任いただきました鳥取市社会福祉協議会の田中でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。皆様にはこの4月から動き始めました3つの計画策定に当たりまして、大変御尽力いただきましたことを、また、重ねてこの場でお礼を申し上げたいと思います。策定に関わった私たちですから、この計画が着実に実行されますようにしっかりとチェックしていく必要があるのかなと思っております。皆様には忌憚のない御意見でしっかりと御議論をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

(大谷副会長) お世話になります。引き続きということで、育成会の大谷です。本当はあそこの席で自由に発言をしたいんですけども、やはりこちらのほうということでしたので、サポートしながらやらせていただこうと思います。よろしくお願ひいたします。

(太田課長補佐) ありがとうございました。では、以降の進行につきましては協議会設置要綱の規定によりまして会長に議長をお願いしたいと思います。では、田中会長よろしくお願ひいたします。

(田中会長) はい、そういたしますと進行させていただきたいと思います。最初に協議報告事項ということで鳥取市の障がいのある人の状況についてということで、事務局より報告をお願いいたします。

(太田課長補佐) 先ほどお伝えし忘れたんですけども、この会に当たりまして皆さんに、真ん中辺にICレコーダーが見えると思うんですけども、後で議事録を作成する関係で、文字起こしする関係で御発言の前にお名前を名乗っていただいてから御発言いただけたらと思いますのでよろしくお願ひいたします。はい、では、座って失礼いたします。改めまして、鳥取市障がい福祉課の太田です。よろしくお願ひいたします。

資料の1としまして、(1) 鳥取市の障がいのある人の状況についてということで、会議資料は4ページからとなります。よろしいでしょうか。これは例年出させていただいとする資料になります。統計的な資料となっております。まず、4ページにつきましては、上段の(1)は鳥取市の人団についての過去6年間の総人口だったり、男女別、年齢別のこちら3月31日現在の人口となっております。それで、本市の人口は3月末現在で18万123人となっております。それで、それ見ていただきますと分かりますとおり、年間1,000人以上、人口が減り続けているような状況でして、近年ですと令和4年と令和5年については前年より1,500人程度減少してきておりまして、令和6年につきましては前の年よりも2,040人減少しているといったような状況でございます。同じく4ページの下段につきましては、こちらは4月1日現在になりますけども、障害者手帳等の所持者数となっております。こちらの表は手帳とか、受給者の所持者数をそれぞれ拾つたものとなっております。下のほうに合計を書いておりますけども、合計が1万6,778人となっており

まして、前年の合計がちなみに 1 万 6,700 人となっておりましたので 78 人増えているといった状況です。こちらの数字ですけども、お一人で複数の手帳であるとか、受給者証を所持しておられる方もおられますので、実人数ではなく、それぞれの件数を単純に足しあげたものと見ていただけたらと思います。それぞれ人口 1,000 人当たりの割合とともに表の右のほうに示しております。

めくっていただきて 5 ページ、5 ページは身体障害者手帳所持者の今年度でいきますと 6,507 人の等級別、年齢別、障がい種別ごとの内訳となっております。手帳の等級は 1 級がもっとも重たくて、数字が大きくなるにつれて障がいの程度は軽くなっています。等級別の表でいきますと、等級 1 級～3 級までの重い障がいのある人の割合がここ数年、全体の約 65% ぐらいで、ずっと横ばいというような状況となっております。それで、手帳の所持者数は近年ですね、年間大体 120 人以上減少しているといったような状況となっております。障がい種別で見ますと肢体不自由の方の割合が全体の約半分ぐらいといったような状況が続いております。

次に 6 ページです。6 ページは療育手帳の所持者数、1,904 人の内訳となっております。手帳所持者数は障がいの程度が重度の方は A となっておりまして、こちらは減少傾向にあります、障がいの程度の中軽度の方の B の関係の方は、所持者数は増加傾向が続いているような状況でございます。年齢別で見ますと 18 歳以上の人の割合がここ数年、全体の約 87% ぐらい、ずっと横ばいの状態が続いております。

おはぐりいただき 7 ページですけども、7 ページは精神保健福祉手帳所持者数の 2,801 人の等級別及び年齢別の内訳となっております。等級は 1 級～3 級まであります、1 級がもっとも障がいが重たく、数字が大きくなるほど障がいの程度は軽くなります。それで、手帳所持者数は近年年間 110 人以上、ずっと増加しているような状況でございまして、はい。同じく 7 ページの下段のほうには、精神通院医療の自立支援医療受給者証所持者数を示したものとなっておりまして、こちらの精神通院医療ですけども、精神疾患で継続して通院されている方の医療費の一部を公費負担する制度でございまして、自己負担の割合の原則として医療費の 1 割まで軽減されるといったようなものとなっております。こちらにつきましても、精神の手帳をお持ちの方と同様に増加傾向が続いているような状況でございます。

続きまして 8 ページは、難病に係る特別医療費受給者証所持者数及び慢性的な疾患を抱えるお子さんの認定人数の表となっております。では、次の 9 ページになりますけども、障がいのある児童の状況としまして、特別支援学級の設置状況であるとか、通級指導教室の設置状況であるとか、特別支援学校の就学状況を取りまとめた表となっております。こちらの数字はそれぞれ 5 月 1 日現在のものとなっております。補足ですけども、特別支援学級は、小中学校等において対象の障がいのある方の児童生徒さんに対して、障がいによる学習上、または生活上の困難を克服するために設置される学級というものです。義務教育学校については小中一貫校となっております。市内に 4 校所在しております。通級指導教室につきましては、この小学校、中学校、高等学校等におきまして、通常の学級に在籍しながら通常学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒さんに対しまして、障がいに応じた特別な指導を行う指導形態というものです。通級指導教室に通われる生徒さんは、通常の授業が行われている間とか、放課後に通級指導教室に移動して別の場所で指導を受けるといったものです。あと特別支援学校につきまし

ては、障がいのある児童、生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校、または高等学校の義務教育を施すとともに、障がいによる学習上、または生活上の困難を克服して、自立を図るために必要な知識技能ということを目的とする学校となっております。

この9ページがそれぞれの数をまとめたもので、詳細は、それ以降の10ページと11ページに載せておりますので、後で各自御確認いただけたらと思います。簡単ですけども、資料1の説明は以上となります。

(田中会長) はい、ありがとうございました。障がいのある方の状況について説明をしていただきましたけども、委員の皆様のほうで、これについて質問とか、御意見ありましたらお願いいいたします。はい、吉田委員。

(吉田委員) 失礼いたします。公募委員の吉田でございます。何点かお尋ねしたいと思います。まず、7ページ、②の年齢別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移でございます。その中で18歳未満、20名～30名で推移しておりますが、この中に発達障がいによる手帳所持者はどの程度いるのか、それと精神保健福祉手帳所持者と知的障がいを伴う発達障がいというのもあろうかと思います。療育手帳を取得している障がい児とサービスの違いというものがいれば、その辺を御教示いただきたいです。

次に10ページでございます。④の特別支援学級設置状況の内訳でございます。知的障害特別支援学級、自閉症、情緒障がい特別支援学級、多分この自閉症というのはこの知的障がいを伴わない場合を言ってるのかなというふうに理解しておりますが、これ年々増加をしておるというのが大きな特徴だというふうに思います。それで、この特別支援学級の支援員というのが教育委員会によって配置されているはずですが、これは不足ぎみと。ハローワークなどの求人情報を見ましても何かそういう募集は市から出ているのがちょくちょく見受けられます。

私も、実は3月に精神保健福祉士の国家資格を取得しまして、4月に登録をして、僅かですけどもスクールソーシャルワーカーを務めさせていただきました。8月までですけども、務めさせていただきました。学校現場に入りますと、この特別支援学級の支援員さんの人材がおらんという悩みを学校が抱えているところが少なからずあります。これは非常に学校生活を送る上でこの支援員さんの活動というのがとても重要なところがあります。それで欠員が推移するということも少なからずあるというふうに認識しております。それで、私として、要望としまして、例えば相談支援事業所で、放課後児童デイサービス事業所の出身の職員の方、支援員の方、そういった経験のある方、障がいに対して御理解のある職員の方、そういった人材の情報提供、ハローワークで募集する方法もあるかとは思いますが、そういう情報の提供ということができないだろうかというのを御検討いただけたらな。特に新市域についてはなかなか人材探すのは難しうございまます。例えば青谷で見つけようと思ったら、鳥取のハローワークよりは倉吉のハローワークにかけたほうがひょっとしたら人材採られるかもしれないというふうにも思ったりはします。その辺のその工夫ですね、人材確保の工夫、ハローワークに出て、ホームページにして、それで終わりじゃなしに、もっときめ細かな人材確保の策を取っていただければなということで御提案申し上げます。以上です。

(田中会長) はい、ありがとうございました。2点、御質問ありましたね。発達障がいの方の

状況、そしてそのサービスの違いですね。それと特別支援学級による人材確保の件、支援員の人材確保の件、事務局より説明をお願いいたします。

(足立主任) はい。そうしましたら、まず、発達障がいの理由として精神手帳を持っていらっしゃる方の数ですけれども、詳細な数は今お伝えできないですけれども、自立支援医療の受給者証というものが別であるんですけれども、これは精神通院で医療費が安くなる制度で、基本的には精神手帳と併せて持つ方が多いんですけれども、そちらの数であれば今お伝えすることができますので、その数をお伝えさせていただければなと思います。それで自立支援医療のほうで、いわゆる発達障がいというふうなことで、そういういたものを病気としてある方の割合は10%ないぐらいです。ただ、これは現状です。現状そういう数の状態というところでございます。はい。

それで、2つ目に療育手帳と精神手帳とのサービスの違いというふうなお話だったかと思います。等級などで違うことはあるんですけれども、現段階で一番違うという内容は、JRの割引が精神の手帳には現段階はないです。それで、これは来年の4月から改正がありまして、適用になることは決まっているんですけども、現段階としてはその適用がないというところです。それでお客さん目線で一番の違いというのは、精神の手帳というのは2年に1回更新がありますので、そのために診断書を取得するというのが負担になってることもありますけれども、療育手帳に関しては判定をするという、判定を依頼して判定機関で判定をするというふうな制度ですので、ちょっとそこは医療機関が判定していないというふうなところもサービスの違いかなというところです。はい。私からは以上です。

(枠谷課長) はい。そうしましたら、先ほど足立のほうが申し上げましたけども、精神手帳とその他の手帳については、そのほかにも高速道路割引とか、いろいろな差があるという現状がございます。もう1点で、支援員の関係で御提案いただきました。お恥ずかしい話、ちょっとそういう事態を我々もきちんと把握ができてなかったところでありますので、教育部局に現状について確認をさせていただきまして、委員さん言われたように、相談支援事業所や放デイなどの経験のある方、そういう形で障がいに対する理解のある方、そういう方が何とかその支援員として誘導ができないかということを検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(田中会長) よろしかったかな。じゃあ、重ねて。

(吉田委員) ありがとうございます。御答弁ありがとうございます。手帳の違いについて、そういう違うことによってサービスが違うということを、特に精神障がいの方と、ほかの手帳の違い、この辺りは以前から田渕委員さんのほうが訴えなさっていらっしゃったところで、いつだつたか忘れましたけども、地元紙のほうにそういう運動の成果ということでお書きになつてしまふのを拝見いたしまして、非常に敬意を表するところです。やはり同じ障がいのある方ですので、そういう手帳の差がないように、今後も行政側として働きかけをお願いしたいなというふうに思います。それから特別支援関係で、学級でいえば、少ないとことによって、十分なケアができるないことによって、もともと持っている障がいを基盤として新たな精神疾患を生み出すということがあり得ます。不登校につながる可能性があり、不登校がやがてはひきこもりにいくという可能性もありますんで、その辺のきめ細かな対応というものが学校の不登校、学校の不登校はた

しか全国でいったら 30 万人で、そのうち 40%がどこにもつながってないというような結果が出ております。その中で少なからず発達障がいを持ちながらそういう結果になっているというケースもあるうかと思います。そういうことを踏まえれば、その辺の、今 8050 問題で非常に社会的な問題になっています。未然に防止するという意味でもしっかりとした対応を要望したいと思います。以上です。

(田中会長) はい、要望ということでおろしいですかね。はい、市村委員さん、いかがですか。

(市村委員) はい。公募委員の市村です。私は単純なちょっと質問で、不勉強で申し訳ないんですけれども、7 ページの自立支援医療の受給者数の推移という関係です。その上にある精神障がいの方の手帳所持等については、かなり増えているという数字が残っていると思うんですが、自立支援医療の受給者数はほぼ一緒、それで、今日のこの冊子の計画のほうで 18 ページにもありますけれども、その推移を見ると、なぜか 3 年ごとに伸び悩んでるというか、数が増えてないという数字と照らし合わせてみて、これ何でだろうな、手帳所持者は伸びてるのに、医療費の受給者が足踏みっていうか、あまり変わってないというのは何か要因がそこにあるのかなというふうに思ったもんですから、単純な疑問で、質問です。以上です。

(田中会長) はい、ありがとうございました。医療費の受給者と、その手帳の所持者との関係ですね。事務局のほうで。

(足立主任) 数値の推移について説明させていただきます。3 年ごとで、確かに横ばいになっているというふうなところもあるんですけど、一応状況としては自立支援医療のほうが、どういったらいいですかね、医療費が安いというふうな制度になりますて、かねてから医療機関等も周知をしてくださっていて、その制度を基本的には使っていらっしゃる方が多かったというようなところです。それで、それによって基本的にはある程度周知が図られてきて使えるようになったという制度というよりも、従来から皆さん使ってきていらっしゃったというふうなところがありますので、基本的には、数字的には横ばいであったりとか、人口の増減の影響を受けるのかなというところで、ちょっと 3 年ごとに波が、階段のところに來てるというところが、すみません。ちょっと理由は定かじゃないところでありまして、反対に手帳のほうなんですけれども、私の担当している感覚としては、先ほど発達の障がいというものがかなり多くなってきているところでありますので、この制度の周知がより手帳のほうが図られてきて持つというふうなことで、今まで自立支援医療になっていたけれども、精神手帳を持っていらっしゃらなかつた方が新たに持たれるというふうなところで、件数が増えてきているのかなというふうなところを推測しております。はい。

(田中会長) よろしいですか。

(市村委員) はい。以前よりは精神科に行かれるハードルというのは、一般的には下がってきて通院も治療もしやすくなっているというふうに思っているもんですから、何か制度上のね、アクションがあつて、こういう結果になっているのかなっていう、ちょっと疑問を持ったものですから、お聞きしたところです。ありがとうございます。よろしくお願ひします。

(田中会長) はい、ほかにはありませんでしょう。はい。そうしますと次に行かせていただきたいと思います。2 つ目の議題になります。第 6 期鳥取市障がい福祉計画の実施状及び第 2 期障が

い児福祉計画の実施状況についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

(前岡係長) 失礼します。12ページのほう開いてください。第6期鳥取市障がい福祉計画の実施状況という形で載せさせていただいております。その後の15ページからが第2期の鳥取市障がい児福祉計画の実施状況という形になっております。そのような形で第6期の者の関係と第2期の児の関係、そういう流れで計画のほうを作らせていただいていまして、昨年度までの第6期の鳥取市障がい福祉計画の実施状況の実績のほうの説明をさせていただこうかと思います。

また12ページに戻っていただきまして見ていただきますと、第6期障がい福祉計画、第6期で設定させていただいた目標としては、6つの目標を設定させていただきました。まず1つ目、施設入所者の地域生活への移行ということで、これにつきましては、大体累計が令和5年度末の目標値としては15人という目標値に対しまして、実績のほうは5人という結果となっております。この令和3年度～令和5年度までの第6期につきましては、新型コロナウィルス感染症の拡大の状況でありますとか、施設の入所の方の高齢化などが進んでいる状況からも地域移行がなかなか進まなかつたという結果が出ております。それに対しまして入所者数の削減につきましては、削減は計画の目標値より実績のほうが上回っているという結果になっております。

続きまして、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ということですけども、平成30年度から精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を開催し、医療体制や生活支援、住まいや就労などの地域課題を明確にしつつ、課題解決の検討であるとか、評価等を行っている状況であります。成果目標といいたしましては、協議の場の開催の回数でありますとか、それについての関係者の参加者数、評価の実施回数という評価の目標数值になっておりますので、それについては行なっているということで、実績のほうを載せさせていただいております。

続きまして地域生活支援拠点等の機能の充実ということですけども、令和2年度より地域生活支援拠点等の整備に係るコーディネーターを配置させていただきまして、地域生活支援拠点と整備部会のほうを地域支援協議会の中で開催させていただいておりまして、運営検討などの状況を行っておるところでございます。設置でありますとか、運営状況の検討は部会の中で随時開催している状況でありますので、それについての実績を載せさせていただいております。引き続いで安心して地域で生活するために、必要なサービスが提供できる体制の構築をさらに押し進めていかなければならぬと感じている状況でございます。

続きまして福祉施設から一般就労への移行についてですけども、一般就労への移行者数につきましては、令和5年度ですと、年間23人というところでございまして、まだまだ目標値も達成できていない状況でございます。引き続いいろんな関係機関と連携を取りながら就労に関する情報や課題の共有等をしながら、一般就労に向けて取組のほう進めいかなければならないと感じているところでございます。就労移行支援のほうがなかなか数が伸びないという状況ではございますけども、少しずつ近年、事業所も増えてきている状況でございますので、令和6年度につきましては、この数字が増えていくのではなかろうかと感じている状況でございます。

続きまして相談支援体制の充実・強化等につきましては、平成27年度から鳥取市基幹相談支援センターを設置しております、総合的・専門的な相談支援のほう実施している状況でございま

す。また、人材育成を図って行くために地域の相談支援事業者を対象とした研修会の開催であるとか、地域の相談支援機関の連携を図っていくために、鳥取市地域自立支援協議会の中の相談支援部会という部会があるですけども、その中で月に1回のペースで部会のほう開催して、取組連携強化のほう図っている状況でございます。

続きまして障がい福祉サービスの質の向上につきましては、県が実施する障がい福祉サービスの研修及び市町村職員に対して実施する研修に参加するような形にさせていただいております。数値につきましては御覧のとおりになっておりまして、実地指導監査につきましては年に1回集団指導という形で市町村等の共有であるとか、事業所との研修であるとか、そういったところで情報共有のほう行っているところでございます。

続きまして13ページのほう見ていただきますと、障がい福祉サービスについての見込量に対する実績の数値のほう載せさせていただいております。訪問系・日中活動系・居住系と別れておりまして、居住系につきましては、障がいのある人が地域で安心して生活していくためのホームヘルプ等の訪問系サービスという形になっておりまして、在宅でやはり自立した生活を希望する方の障がいのある人の増加であるとか、地域移行であるとか、いろいろな意味でニーズ等、利用時間等増加している状況でございます。訪問系サービスの需要のほうは高まっているのかなというところでございます。日中活動系サービスにつきましては、利用者がこれについても増加している状況でございまして、生活介護、特に短期入所につきましては、実績のほうがかなり増えている状況でございます。就労継続支援B型につきましても増加傾向でございます。就労定着支援につきましては、これは事業所自体が令和5年度までの期間、事業所がなくて、実績のほうがゼロという形になっております。ただ、令和6年度事業所のほうが1事業所を今、開設している状況でありますので、この辺りの利用者も増えてくるのではないかと感じているところでございます。

続きまして居住系のサービスですけども、グループホームの業者が増えている状況でございます。地域のほうの受け皿として居住系のサービスのさらなる充実というのが必要になるかと感じております。家族から自立して地域で生活していくためであるとか、地域移行を進めていくためには、居住系のサービス、グループホームなどの住まいの確保等が必要と感じています。

続きまして14ページのほうですけども、地域生活支援事業ということで載せさせています。相談支援事業につきましては、相談件数のほう増えている状況でございますし、それに対して相談員の数も少しではありますが、増えてきている状況でございます。成年後見制度利用支援事業申立て費用につきましては、見込量若干下回っていますけども、後見人等講習の件数は増加傾向にあります。意思疎通支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響におきまして、対応件数が見込量を下回っている状況でございます。手話奉仕員養成事業については見込量を上回っている状況でございます。また、日中一時支援事業につきましては見込量を若干下回っている状況が見受けられます。この計画の中には、コロナの影響というのが結構あったりする中で、やはりレクリエーション系であるとか、外に出向いたりする参加的なもののサービスというのが少ない傾向にあったのではないかと感じました。説明のほうは以上になります。

(中村知障司) 続きまして第2期鳥取市障がい児福祉計画の実績状況の実績を報告します。第

2期の計画で設定した5つの目標は、障がい児支援の提供体制の整備の中で児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援の協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの設置の5つです。5年度の目標が児童発達支援センターの設置1か所はそのまま実績があります。保育所等訪問支援体制の構築は4事業所だったのが、今は8事業所あります。それから重症心身障がい児を支援する事業所ですけれども、児童発達支援をする事業所と放課後等デイサービスの支援をする事業所は同じ事業所が両方の支援をしています。2か所に事業所があります。続けて行っています。

医療的ケア児支援の協議の場ですけれども、鳥取市地域自立支援協議会の中で医療的ケア児等支援ワーキングが立ち上がっておりまして、そこで年に何回か設置して協議を進めています。それと医療的ケア児等コーディネーターのほうは、鳥取県のほうで研修があって、今、鳥取市内の22事業所とか、学校とかの方が研修を受けてコーディネーターとして動いておられます。

次に16ページを御覧ください。障がい児通所支援の実績ですけれども、児童発達支援のほうは見込み72人でしたが、84人、小さいときに気になるとかっていうことで児童発達支援を利用した人が増えています。居宅訪問型児童発達支援は、学校に行けれなくて、家に来てもらう訪問型事業所ができましたので、今2人利用されています。医療型児童発達支援のほうは、12人の見込みが9人ですけれども、ずっと継続して利用するという感じではなくて、やりますと言って辞めて、新しい方が利用されてという動きがすごく盛んなように思って見てています。

放課後等デイサービスのほうは、申請がとてもたくさんあって、支援事業所のほうが足りなくって待避の人がたくさんおられるように思います。その保護者さんは長い時間、お勤めの時間があるので、学校の時間で同じ時間に切り上げるということが難しいのでということが理由の1つだと思います。それから保育所等訪問支援のほうですが、見込量よりも少ない実績となっていますが、これは受入れ側の学校や保育園との日程調整も難しいところがあって、それで実績としては見込みよりも少なくなっていると思われます。

障がい児の相談支援ですけれども、これは省略させてください。医療的ケア児等コーディネーターの配置は58人というのを鳥取県のほうで人数のほうを確認したところが、この2月に研修があって、それを終わられた方が鳥取市内で58人おられます。それが22事業所というか、学校とかで何人かずつでおられるというふうになります。以上です。失礼します。

(田中会長) はい、以上説明していただきましたけども、委員の皆様のほうで質問、あるいは御意見ございましたらよろしくお願ひいたします。じゃあ、田渕委員お願いします。

(田渕委員) 失礼します。精神障がい者家族会の田渕です。よろしくお願ひします。まず、最初に12ページからお尋ねしたいと思います。①の地域移行者、これを毎回、高い数字で、そして未達で終わっておるんですね。これ、じゃあ、市内のある病院長からこんな話を聞いております。もうこれ以上、地域移行というのは無理だと、それで、残っておる人はもう高齢者になって介護のほうに移行するんだと、その人たちがそういうとこに来て、初めてこここの地域移行といいますか、長期の入院というものが変わってくるぐらいで、もう残っておる人は無理だと、その身体的にも、それから家庭的にも。そしたらこれはどこから出た数字なのか。実際は計画をつくった

段階で我々も承認した数字なのかも分かりませんけど、毎回毎回、この数字が未達でこれどういう具合に働きかけてこういうことになっておるか、もう一度、現場の声をぜひ聞いていただきたいと思います。

入る人、出る人はもうこれは今、非常に短期で医療件数的にも6か月、1年と、これ以上入院されると、今度は病院としてもなかなか経営的にも難しいんだと、ですから、残つておる人はもう難しいと、こういうように聞いております。皆さん方どのようにこの件に関しまして認識しておられるか、まず、お尋ねしたいと思います。

それから④ですね、一般就労への移行者数、これも非常に大事なことではありますけど、これ、人数もさながら定着が非常にこれは難しいわけとして、7月にNHKが精神疾患が全国でトップだと、その辺の報道もありました。しかし、その方がどんな状態で定着しておるんかなということに関しては全く触れておられんわけとして、このことも報道したNHKにも尋ねてみたけど、無回答でございます。どうも手に余るような感じがするわけですね。それで、1つは就労B型だのに事業所移行、これも題目にはありますけど、これね、1つ教えていただきたい。3年間各作業所とか事業所でBからAとか、一般就労した方が3年間ゼロの事業所がどれだけあるか。ややもしますと作業所はやっぱり経営的に作業生を確保するということが必要なわけとして、囲い込みでなかなかそういったところに上げることによって、その作業所の経営っていうものが変わってくるというようなことで、3年間全くないでと、うちはまた、そうしてそういう考えがあまりないでと、そういうことをおっしゃる作業所もあります。そういう声も実際聞いております。

ですから、こういった本当に子どもたちが今、こうだけど、将来自分たちの夢はこうだよと、そういった夢を語る作業所にぜひつくっていただきたいなということを思っております。ですから、一般就労と、これは非常に大事なことですけど、本当にこれがただ、題目だけでどこの部署がそのことに携わられておるか。それで、なかばつセンター、それからそういうとこの実績を支援の状態見せてもらいますと、東部の場合ですとしらはまがあるわけですけど、かなり偏った支援になっておるんですね、詳細、今、省きますけど、そのことを尋ねてもなかなか納得できる回答がないんですね。ですから、本当にきめ細かくっていいますか、ここにいらっしゃる皆さん方がどの程度、そのことに関して感心持つていただいて、どこをキーにしてやっていただくかということをぜひお尋ねしたいと思います。

それから⑥番がね、指導監査、ここのところがありますね、これを、この少し作業所なんかに尋ねてみると、指導監査の重点項目は金銭の授与っていいますか、公費、そういった助成金があるためにいささかも不正はだめなわけですけど、そのものにほとんどのウエートがかかってきて作業所の将来に対するビジョン、そしてそこに通所している子どもたちに対する指導、そういったものが指導監査から話はありますかということを尋ねてみましたが、ほほないと、錢のやり取りそういうまでここまで言うんかなという、重箱の隅を突くような、ここまで見るんかなというようなところまで話を聞くわけとして、だけど、ここの作業所は何目指しているかと、そういう話になってくると、全く触れられていないというふうに話を聞きます。ですから、指導の本当の目的はどこにあるんか、そういうものを改めてお尋ねしてみたいと思います。ちょっとあれこ

れなりました。以上です。ありがとうございます。

(田中会長) はい、ありがとうございました。3点質問をいただきました。地域移行者の目標設定が満たされるのはもともと高いのではないかという、その辺りの考え方。そして一般就労のBからAに、これはゼロの事業所は3年間でどのくらいあるかということですね。それとあと、指導監査の目標や目的についての方針といいますかね、そういうことについての質問だったと思います。事務局のほうで説明をお願いいたします。

(前岡係長) 失礼します。施設からの地域移行の目標数値につきましては、国の示された目標数値に準じて計画を立てる形にさせていただいておりますけども、今回の第7期の策定につきましては、国的基本指針のほうで施設入所者のほうが6%以上っていうような指針を示されていたんですけども、さすがにその数値では達成することがなかなか難しいであろうということで、今回、そのパーセンテージを4%という形に落とさせていただいている状況でございます。それで、そういう形で国の示された指針に対しまして、数値の目標、数値を落としているようなことで立てさせていただいている現状ではあるんですけども、なかなかその辺り下げてもなかなか達成できない状況等もあるかとは思いますが、ただ、そういう数値に対して、達成していくという取組のほうは重要視する部分でありますので、今後も取組のほうは進めていきたいと考えております。

また、一般就労のB型の関係の事業所の、どれくらいその移行していない関係のその事業所の人数が出てない事業所はあるのかというところでございますけども、これにつきましては、具体的な数値の積算はしてはいないんですけども、なかなか事業所全てが一般就労に向かっている実績を出しているというわけではございませんので、どちらかというと、近年ではその数値を上げ切れてない事業所のほうが多いかという状況でございます。それで、最後の指導監査のほうの実地指導につきましては、言われましたように、実際に経営であるとか、加算であるとか、そういう内容について具体的にきちんと運営等されているのかというところ、確認する重点的な部分ではあるんですけども、ただ、私どものほうもその中の指導の中で、個別支援計画の状況なりを確認させていただいている状況もございます。全てが数値のその数字、経営の数字の内容とか、加算がちゃんと取れているかどうかだけではなくて、個別支援計画等の内容について見させていただいている状況でございます。

ただ、田渕委員さんが言われたように、全て寄り添った具体的な数字だけじゃないその辺りのアプローチっていうのはなかなか足りてない部分もあるかと思いますので、その辺り指導監査のほうと今、協議のほうをさせていただいておりまして、そういうB型の事業所に対して、通常の実地指導だけではない別のアプローチの仕方、今、検討しているところでございますので、そういうアプローチの仕方の中で、B型の事業所の中でも一般就労のほうが達成できていない事業所さんだってあるとか、そういうところとか、重点的にそういう事業所に対してアプローチかけていかなければなというところも、今、議論しているところでございますので、今、お話ししたいたことをまた持ち帰らせていただきまして、指導監査のほうと協議を進めていきたいと考えております。以上になります。

(田中会長) はい、ありがとうございました。今、回答いただきましたね。田渕さん、よろし

いですかね。

(田渕委員) いいです。

(田中会長) いいですか。はい、それではほかの委員の皆様、御質問等ありませんでしょうか。

(山根委員) はい。ハローワークの山根と申します。よろしくお願ひいたします。私のほうから疑問点の前に、まず、日頃から委員の皆様をはじめ、地域の皆様で福祉から労働分野に関する日々、甚大な御協力をいただいておりまして、そのことについて、まず、感謝申し上げたいと思います。それから私から質問としましては12ページの④番、福祉施設から一般就労への移行というところの観点で疑問に思ったことがございまして、まず、就労移行支援事業、鳥取東部地区は、たしか3事業所が展開されているのではないかと、この数がかなり開きがあったのではないかというちょっと認識をしておりまして、そこの部分の地域性の要因ですかとか、あるいは令和6年度にこの就労移行支援事業所が何か増えるような話が出ているようであれば、ちょっと共有をしていただければなと思っております。以上でございます。

(田中会長) はい、その辺り事務局のほうで状況を説明いただけますか。

(前岡係長) 失礼します。就労移行支援事業のことに関する質問でございました。令和5年度のときは事業所のほうが2事業所でしたか、途中、年度の後半のほうで3事業所になったんですけども、という状況でございました。それで、今、令和6年度につきましては4事業所という状況になっておりまして、少しずつ就労移行支援の事業所というのは増えている状況ではございますけども、なかなか東部のほうでは事業所のほうが増えなかったという状況でございました。ちょっと要因のほうというのはなかなか自分のほうが調べ切れてはないんですけども、そういう少ない状況がある中で、就労の事業所自体は少ないことが要因によって、移行者数もなかなか伸びなかつたという要因もございます。

ただ、事業所が少しずつではありますが、増えてきている状況でもありますので、それに伴って令和6年度は確実に就労移行支援事業からの移行者数は増えていくのかなと考えているところでございます。それに伴って来年度の秋ぐらいから就労選択支援っていう事業が新たにサービスとして加わっていく状況もありますので、そういう実際に就労のAとか、Bとか、一般就労とか、それを選択する上でのサービスを1個かますことによって、その利用者さんが本質的にどのサービスを使うのが妥当だとか、有効なのかとか、そもそも一般就労に向けた取組の一環ではありますので、そういうところに新たなサービスをかませることによって一般就労への移行者数も、また、数字のほうも変わっていくのかなと感じているところでございます。以上になります。

(田中会長) はい、山根委員さん、いかがだったでしょうか。よろしかったでしょうか。

(山根委員) はい。ありがとうございます。当所といたしましても就労移行支援事業所をはじめとする事業者の皆様と協力、連携を取っていきながら一般就労への移行者数の増大に貢献していきたいと考えております。御回答ありがとうございました。

(田中会長) はい、ほかの委員さんから御意見、どうぞ、田渕委員。

(田渕委員) 田渕です。よろしくお願いします。先ほどの話に関連することでございますけど、

県の7月の雇用政策会議で精神障がい者の就労が増えた一番大きな要因は、県3事業所、A型の事業所ができたと、それが伸びた1つの大きな要因だと、これらの説明あったんです。それはどの地区にできたのか、ちょっと説明がなかったんですけど、いきなりA型がぽんとできて本当にそれがうまく雇用につながって定着するんかなと、非常にそのときに説明を聞きながら危うさを感じたわけです。特に精神の場合に一筋縄ではいかんわけとして、使うほう、使われるほうとも非常に難しさがあるわけですね。それで、ぱっと事業所ができる、そこで一時的な数字が上がつても本当にそれが定着するんかなと。

令和元年の雇用調査で県は、70%はその年に離職しとるんですね、それで、一番精神の場合も困難さがあるということで、そういう問題が分かりながら、ただ、そういった事業所ができる数字が上がったと、これすごいことだと、労働局はそういう発表の仕方をされるんですけど、その後がどうなっておるんかなということを非常に不安を感じたわけです。ですから、今の話とそれともつながってくると思うわけとして、しっかりとその後を見ていただき、本当にこれが安心して子どもたちがしっかりと職場で仕事に励んどるなという姿をぜひ1つ1つ報告お願いしたいと思います。以上です。

(田中会長) はい、今の御意見として伺わせていただいてよろしいですかね、事務局のほうで何か聞いておられますか。

(前岡係長) 失礼します。定着率というのは、非常に重要視される部分でもありますし、また、就労の定着支援のサービスのほう、カテゴリーとしてはあったんですけども、鳥取市の今まで1事業所も登録されている事業所はございませんでした。令和6年度は1事業所増えている状況でもございますので、そういうサービスの分野からの定着に関するアプローチも、今後進めていくのかなと考えておりますので、そういう障がいの分野からのアプローチの側面を重要視して進めていかなければなと考えているところでございます。

(枠谷課長) はい。私のほうからも一言。田渕委員さんの御懸念よく分かります。精神障がいのある方は本当に人それぞれ、様々な症状がございまして、10人あれば10通りの支援の仕方ということで、一人一人丁寧な対応が必要だと思っております。また、せっかく一般就労されたとしても、周りとの環境ですか、仕事が合わない、といったところで仕事を退職したりされると、そこでもまた、少し自分を責めたりすることもあります。何とか成功体験とか、一つ一つできることは見付けていただいて、それがプラスになって、また、自立へとつながっていく。こうしたものを見ながら、また、就職したら終わりということではなくて、就職された後もしっかりと支援を継続していくということが大切だと思っております。田渕委員さんの御懸念、御指摘をいただきながら、また、取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

(四宮委員) ちょっといいでしょうか。

(田中会長) はい、田渕委員さん、よろしいですね。

(田渕委員) はい。ありがとうございます。

(田中会長) そうしますと四宮委員さん、どうぞ。

(四宮委員) 御参考になるかどうか分からんんですけどね、私の方も就労支援Aを3年前ぐらいに開業いたしまして、そして全く様子の分からない中で、障がいの方を利用者として雇用し

て、それで育てていく。それで、育てながらもなかなか難しいことがたくさん発生するんですけども、それを使慢する、その一番の我慢の要因は、この人たちを一般就労にもっていくんだとか、そういうつもりで我慢をして、それなりに何人か育てたつもりなんですけども。ところがね、もうこの方は一般就労でも大丈夫だなと思う度に辞めていらっしゃうんですね、それで、よその事業所に一般就労として就職するんです。その後はどうなったるんかなと思って、全部が追っかけるわけじゃないんですけども、かなりの者がやはり辞めてるんですね。

それで、その反省から自分とこの就労Aで、一般就労で仕事ができる、一般の会社で仕事ができるのに育ててもその育てる過程のいろんな個人的な要因であったり、悩みであったり、それを引き継いで次の一般就労でも理解して、そして一般の従業員のような成果を上げさせるのには、まだまだフォローがいるということが分かって、就労Aを開設して一般就労で育てて、次の一般的な会社をやっぱり自分のところで開設して、そして、何年か、あるいは5年か10年か、仕事をしてもらって、そこで初めて一般社会のどの会社の一員になってもいいよというところまでもっていかんと、最初に努力した分が本当に無になってしまって、それで、職員から言わせると、ある程度やる気がなくなっていることもあったりして、大変その辺悩ましいとこです。

それで、ご存知のように就労Aっていうのは、なかなか採算が取りにくいですから、採算が取れる事業を他社から引っ張ってきて、よそから引っ張ってきてするのもいいんだけども、一番いのいのは自分のところで就労Aに仕事していただいて、そして、収益の上がる事業をまず自分のところでつくるぐらいの気持ちで、そして、それで育てた人をさらに一般就労にもっていって、一般的な事業所で働いている人たちと一緒にになって、そして仕事をさせる、それを温かく見守る既存の職員たちもいる。そこまでもっていかないとそれでも完成形ではないと分かるんですけども、そこまで持っていかないといけないような気がして、この障がい者福祉の事業始めて4年目になるわけですけども、4年、5年の宿題はそこだねと、決して諦めないように、就労Aの、就労Bからちょっと上がったところぐらいの人をずっと5年、10年とかけて育てないとやっていけないなという、今、感じたとこです。以上です。参考になるかどうか分かりませんが。

(田中会長) ありがとうございました。事業所の立場からその取組の現状ですか、課題、御紹介いただいたと思います。ありがとうございます。ほかの委員さんから御意見ございませんでしょうか。

(大谷副会長) すみません。場所が違いますけども、やはりちょっと一言、ちょっと聞きたいところがございまして、施設入所の関係での、実態的なものは多分、担当の方は御存じだと思うんですけど、待機の方がどれだけおられるかという数字も御存じだと思うんですけども、国の方針があつて少なくしなさいというのと、それと、国連のほうで入所施設、グループホーム一切駄目と国連から言われていることもあります。ただ、それ現状としてよいのかというところで、やはりそこでないとなかなか生活できない方であるとか、御家族の家庭の環境であるとか、いろんな問題が絡んでるとは思いますので、それと、あともう1つは、その目安っていう部分で事業所さんのほうも今、職員数がなかなか確保できないということで、それに併せて入所施設の部屋数を減らすとか、それから1人1部屋というふうな今、形にどんどんなってきておる状況もあるので、減らしていくという方向性を出されているところも多いと思います。ただ、急に減ら

していただくのではなく、その部分を減らした部屋数でなしで、人員を減らす、入所施設人員を減らした部分にショートを受けていただけるような体制にもつていっていただきて、せめて、今の現状で、県で、東部地区で 10 人、20 人の待機でなしに、もっと桁が違う待機の方がおられるわけですから、そのときにショートが使えないということもあります。

ですので、減らそうという部分の中で定数は減らしてもそのショートとして 1 枠しかないでなしに、なぜその 2 枠とか、3 枠そのまま残していくようなちょっと体制を取っていただくことで、地域移行もしやすくなる部分もあると思いますし、やはり待機されてる方も特別事情があってショートでも使いながら、ということも可能だと思いますが、その辺もうちょっと今後の課題として、ちょっと何でもかんでも国の指針に併せて減らすということがいいわけじゃないと思いますので、ぜひとも、ちょっとその辺も御検討の中に入れていただければ幸いかなと思います。

それと、さっきから地域移行の問題、一般就労の問題がいろいろ出ているんですけども、ただ、受皿が基本的に県内少ないので、その就労先が、一般就労が何ぼ雇用率が上がってきてもなかなか受け CONSEQUENTIAL おられる企業数が少ない。それで、100 人以上の企業であるとか、これはこれからもう多分 50 人とかに、もうこれなると思うんですけども、これをしなさいというふうに変わってくると思うんですけども、先駆でやはりそういうところの企業に対しても働きかけをしていただきて、就労場所を見つけていただくことで、その定着率も上がってくると思いますし、就労も増えてくると思いますので、枠がないのに押し込むということになっていくから、どうしても弾き出されやすいし、受ける側もやはり数字のことが基本ベースにあるので、こうした場合に、辞めてもまた次が来るんじゃないかな、ちょっと悪循環に陥りやすいので、ぜひともその辺も小さいまちですので、逆にその規模の小さい企業さんに働きかけをしていただきて、今後、正直言えばこういう状況の方おられると思いますので、分かっておられると思いますので、今後の移行がどういう形になってくるかっていうことですので、ぜひともそういうところも頑張っていただければと思います。すみません。返答はいいですので、ちょっとお願ひ事項です。すみません。

(田中会長) そうしましたら要望事項ということで、また、御検討お願ひしたいと思います。ほかに委員さん、御質問等なければ時間も押してまいりましたので、次の議題に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。はい。そうしますと 3 番目でございます。令和 6 年度鳥取市障がい者計画に関わる主な事業についてということですけども、現在、開会中の市議会の関係上ですね、地域福祉課の案件から先にちょっと御審議いただきたいということですので、その議題を先にさせていただきたいと思います。それでは、よろしくお願ひします。

(山内地域福祉課長) 失礼いたします。地域福祉課の山内と申します。ここの参加のほうも少し議会対応で少し遅れてしまいました。申し訳ございません。さらにちょっと順番を飛ばして先に御説明させていただくということで、わがまま言って申し訳ございません。じゃあ、説明のほう着座にてさせていただきます。地域福祉課の山内と申します。よろしくお願ひいたします。資料のほうは 33 ページになります。お聞きいただけませんでしょうか。こちらのほうは、安全安心というところで、避難行動要支援者の支援制度の普及促進事業ということで、御紹介をさせていただいております。本日配布資料といたしまして、こういったちょっと少しオレンジ色っぽいチ

ラシを1枚席のほうに置かせていただいていると思います。こちらの制度は障がい者の方や一人暮らしの高齢者の方、あるいは介護保険等を使っておられるような方、そういった要避難が1人では困難な方、そういったことを地域の支え合いによって、実際に災害が起ったときに避難の声かけであるとか、そういった支援をしていただけるような、そういった制度になってございます。

事業費のほうでございますが、令和4年度の予算額32万1,000円、令和5年度当初予算は743万6,000円ということで、すごく跳ね上がっておるんですけども、これ実は、ちょっと少し事業の概要の後半に書かせていただいておるんですけども、支援を必要とする方に、身近な福祉専門職、いわゆる高齢者の方であれば介護保険使うときにはケアマネさんがいらっしゃったり、障がい福祉サービスを利用しようとすれば相談支援専門員さんがプランをつくられるというようなことで、そういった方々に声をかけていただいて、この個別避難計画というものをつくっていただこうということで、その委託費用を当初予算で計上いたしました。実際こちらが対象者として把握していらっしゃる方のまだまだたくさんの方が避難計画まだつくっていらっしゃらないということで、3年間ぐらいで全員をつくるとしたら1年で700人ぐらいをつくらなきゃいけないということで、そういったような費用を当初予算計上いたしましたが、蓋を開けてみると、取組が少し遅れたというようなことも、理由もございますけども、やはりケアマネさんとか、その相談支援員さん、普段の仕事が忙しくてなかなかそちらまで手が回らないといった御事情もございました。結果的には令和5年度で新規の方が26名というようなことで、なかなか思ったよりも進まなかつたような実態がございました。

ただ、やはりこの制度は非常に大事な制度だというふうにも認識しておりますので、今後もケアマネさん、あるいは相談支援専門員さん、そういった方の協力いただきながら何とか個別避難計画の作成のほうを進めていきたいなというふうに思っております。ちなみにこの計画作成に協力してやるとおっしゃっていただいた法人さんは令和5年度20法人いらっしゃいまして、この6年度に1法人増えて、今、21法人の法人さんと契約をさせていただいております。四宮さんのところにも御協力いただいていると思います。ありがとうございます。はい。

続きまして2番のわが町支え愛活動支援事業補助金でございます。最初に事業の概要から御説明いたしますと、これは町内会や集落単位で取り組む災害時の要支援者の避難体制及び平常時の見守り体制の構築を支援するということで、こちらは鳥取市社会福祉協議会のほうの事業になってございます。予算額ですけども、これ当初予算で4年度が30万、5年度30万、6年度が15万となっておりますが、これはあくまで予算額ということで、実際にこの事業に取り組まれた件数は、令和4年度でいきますと4件、5年度は1件ということできちんとそういった実績を踏まえまして6年度は少し当初予算も減少しているといったことがございますけども、この取組も非常に大事な、いわゆるその地域の中に集落とか、町内会関係ですね、そういった中に要支援者の方がどこにいらっしゃるかということを、地域住民の方々が集まっていろいろマップに落とし込みをしながら、この人の支援は誰がせないけんなとかいう話合いをしながらマップを作っていたくということになっておりますので、非常にその災害時の支援には有効だろうというふうに思っておりますので、進めていきたい事業だというふうに思っております。当初予算額は非常

に少ないですけども、実績に応じてこちらのほうは幾らでも、補正でもして対応したいというふうに思っておりますので、そういういた事業をしているということで御承知いただけたらと思います。説明のほうは以上でございます。

(田中会長) はい、地域福祉課の案件2件御説明をいただきました。これについて皆さんの方で御質問、御意見等ありましたらお願ひします。よろしいでしょうか。はい。そういたしましたら地域福祉課の案件は以上ということにさせていただいて、その他のものについて御説明をお願いします。

(太田課長補佐) はい。失礼します。障がい福祉課の太田でございます。こちらのちょっと前後しましたけども、資料3のところについての御説明ですけども、こちらは、この障がい者計画の冊子のほうのページでいきますと38ページを見ていただけましたら、冊子の38ページに、施策体系ということで、これは昨年度策定するときに皆さんに御確認いただいたところですけども、障がい者計画9つの基本方針、1から生活支援、2保険医療等々9つあるんですけども、これに沿った資料となっておりまして、それぞれの基本方針について関係する各課に照会をかけて今回、資料を追加して作成しております、追加した分に関しましてはそれぞれの基本方針の後ろのほうに、例えば27ページ、事前に配布させていただいた資料の資料3の27ページを見ていただきますと、35番と36番の番号を四角で囲んでおりますけども、こういった追加した分には四角で数字を囲んでおりますので、そのように見ていただけたらと思います。

この資料ですけども、本日出席しております、うちの障がい福祉課と、先ほどの地域福祉課とこども発達支援センター、心の健康支援室以外の分もここに記載しておりますけども、本日御説明させていただくのは出席しております各課の部分、所管する部分のみとさせていただきますので御了承いただけたらと思います。それでは障がい福祉課の分を説明させていただきます。数が非常に多いもので、事業費の大きいものとか、主だったものを限定いたしまして、かいつまんで御説明させていただけたらと思います。ページをお戻りいただきまして、最初の18ページ、1の生活支援という部分ですけども、その一番上の1相談支援事業費についてですけども、令和6年度の当初予算額としましては1億2,437万円となっております。これは、市内の相談支援事業所に相談支援業務を委託しまして、障がいのある人が地域で安心して生活していくために必要となる各種障がい福祉サービス等の利用のための相談支援であるとか、調整等を行う体制を整備しまして、障がいのある人が地域生活の定着であったりとか、移行を積極的に推進しようとしておるものでございます。

それで、基幹相談支援事業所1か所、そこに相談員さん2名、そして指定相談支援事業所7事業所あります、そこに相談員20名を委託しておるところです。それで、相談件数としましては指定の相談支援事業所に係るものですが、令和5年度で延べ3万3,150件相談がありまして、これが令和4年度でいきますと延べで3万1,596件と大体、最近は3万件以上で高い水準で相談が寄せられているというところでして、主だったところの相談としましたら、やっぱり福祉サービスに関するものであったり、その他、不安感とか訴えられる方、同じ方が何回も電話してこられるといったようなケースもあるとは聞いております。

引き続きましてその下の2の地域生活支援拠点等整備事業費でございます。令和6年度当初予

算の額は 6,144 万となっております。この事業は令和 3 年 1 月から開始したもので、障がいのある人の重度化、高齢化や親亡き後を見据えて障がいのある人やその家族が安心して地域で生活ができるようにということで、社会福祉法人の鳥取県厚生事業団さんに委託しております。専門のコーディネーターを 1 名配置しまして、夜間、休日等緊急時の多いときにサービスが提供できる体制を構築しようとしているものでございます。それで、目的は緊急時の迅速、確実な相談支援の実施であったり、体験の機会の提供などを通じまして、地域で安心して生活することを支援することとしております。それで、対象者の方であったり、事業者の方については、速やかな支援につなげるために登録制ということをさせていただいております。

はい、続きまして 19 ページ、19 ページの 5 の重症心身障がい児・者等受入事業所看護師配置助成事業費でございます。令和 6 年度の当初予算額は 1,183 万 2,000 円となっております。この事業は、日常的に医療行為が必要な障がい児者を受け入れるために、看護職員を基準以上に配置してたん吸引等の医療行為が可能となりました事業所に対して、その看護職員の人事費を助成するものとしております。人事費の上限額は事業所の種別であったり、配置であったり、派遣だったりとかのベースであったり、勤務時間等の区分に応じて変わるものとなっております。

続きましてこの下の 6 番の重症心身障がい児者等日中支援事業費ですけども、令和 6 年度当初予算額は 5,212 万 9,000 円となっております。こちらは重症心身障がい児者等の日中活動の場における支援の充実を図かり、より地域で生活しやすくなるようにすることを目的に重症心身障がい児者等の受け入れを行う事業所に助成するものとなっております。金額が令和 5 年度～令和 6 年度かけて増えているんですけども、これは医療的ケアを要する重度障がいのある人の支援強化するために、重度障がいのある人に医療的ケアを提供する生活介護事業所に係る補助基準単価のほうを増加しております。令和 5 年度予算からの増加というのはそこの部分の影響が大きいものとなっております。

飛びまして 22 ページになります。22 ページの 15 番の補装具給付費ですけども、こちら令和 6 年度当初予算額が 4,599 万 9,000 円となっております。この事業は身体の障がいを補うため、補装具の購入、修理、借受けの費用の支給を行って日常生活及び職業生活の向上を図るものとなっております。義肢とか、装具とか、車椅子、補聴器などの装具を必要とする身体障がいのある人に対して経費の 9 割相当額を支給して自己負担は 1 割となっております。支給した件数としては令和 5 年度は、購入が 240 件、修理が 169 件となっております。

次に 23 ページの 17 番の日常生活用具給付事業費です。こちら令和 6 年度当初予算額は 6,163 万 5,000 円となっております。こちらは障害者総合支援法に基づきます地域生活支援事業の 1 つでありまして、障がいのある人が有する能力及び適性に応じて自立した生活及び社会生活を営むことができるよう日常生活用具、ストーマ装具とか、たん吸引器とか、拡大読書器など、そういうものを支給するものです。

次に、その下の同じページの一番下の 20 番の地域活動支援事業費、こちら令和 6 年度当初予算額が 1,944 万 4,000 円となっておりまして、この事業は地域活動支援センターを設置しまして、障がいのある人が創作活動や生産活動、社会との交流活動等行うべき場所を提供するものとしております。地域活動支援センターは 2 つあるんですけども、1 つが、社会医療法人明和会医療福

祉センターさんが設置しておられますサマーハウス、これ湯所にあるんですけども、もう1つが、令和4年の10月から鳥取県聴覚障害者協会により、新たにほっこりというところが設置されまして、こちらの運営に関しては東部1市4町で協調して実施しております。

では、24ページにいきまして23番の国民健康保険団体連合会負担金等でございますけども、これは金額が非常に大きくて、令和6年度の当初予算額は50億9,769万6,000円となっておりまして、これは障害者総合支援法に係る障がい福祉サービス等として居宅介護費、介護などの介護給付費とか、自立訓練などの訓練等給付費とか、そういうものを国保連合会を経由しまして事業所に支払をしておるもので、金額も件数も年々増加しております。

26ページ30番の国民健康保険団体連合会負担金（障がい児対象分）、これは先ほどは大人の分でして、こちらは児のサービスに係るものとなっております。放課後等デイサービス等の利用が増えておりますので、こちらも年々増加していっております。

27ページの35番、これが新しいもので、医療的ケアを要する重度障がい者支援事業費ということで、今年度当初予算が71万4,000円となっております。これは入院や施設入所以外での生活が難しいとされております医療的ケアを要する重度の障がいのある方に地域における生活拠点づくりを行うことを目的として、常時医療的ケアが必要な重度障がい者のいろいろケアを行うグループホームの事業者に対して、看護職員の人事費助成を行うものとなっております。これは県と協調事業で行っております。

もう1個その下ですけども、36番のこれも新規のもので、医療的ケア児等送迎支援事業費で、こちらは当初予算額が536万4,000円となっております。この事業は、医療的ケア児の医療機関への通院等の送迎に際しまして、地域の移動環境を整備して移動手段の選択肢拡大を図ることを目的に実施するもので、福祉タクシーの利用費用であったり、同乗が必要な看護師の派遣費用の助成を行うものとなっております。障がい福祉課に関するほとんどが、この基本方針1の生活支援に関するものです。ほかにもありますけど、時間の都合もありますので、障がい福祉課の説明は以上とさせていただきまして、次に、こども発達支援センターのほうに移らせていただきたいと思います。

（平戸所長）失礼いたします。鳥取市こども発達支援センターの平戸と申します。私どものこども発達支援センターでございますが、乳幼児期から18歳までの子どもさんで発達上の困難を抱えるお子様への発達相談ですとか、特別支援教育の御相談ですとか、そういうところを実施しているセンターになっておりますし、もう1つ、湖山にございます児童発達支援センター若草学園のほうも一緒に同じ課としてしております。その関係がございまして、本日資料のほう28ページのところに何個か事業を上げさせていただいておりますので、御説明をさせていただこうと思います。座って失礼いたします。39番にございます児童発達支援事業費でございます。令和6年度の当初予算におきましては1,100万9,000円ということで予算を計上しております。事業の概要でございます。そこに書いてあります発達上の困難を抱える子どもさんへの相談支援ということで、主に保育園のほうに行かせていただいての訪問相談ですとか、発達全般の相談を実施しておるものでございます。保育園のほう等には加配の保育士さんの認定を受けられた園もございまして、その認定された園にそこの2段目になります発達支援保育指導委員会の委員さんによりま

す、一貫した指導というのもその中で行っております。また、昨年度からにはなりますが、関係機関との情報共有と連携を図るということを目的に就学前から、この支援の必要なお子様専用の保管ファイルというものを作成したところでございます。御希望される方へ配布いたしまして、特に就学後対応とする移行期の支援の継続を行いたいなど考えているものでございます。

続きまして 40 番親子通所療育事業費でございます。当初予算額が 30 万 9,000 円となっております。4 番目にございます概要ですが、主に御家庭にいらっしゃる 2、3 歳のお子様に対しまして、親子遊びを中心としました、おおむね週 1 回通ってきていただく療育事業ということで、スムーズに就園に移行できるような支援ということでさせていただいている事業になっております。その下にございます 41 番小集団療育事業費でございます。これは当初予算は 23 万 2,000 円ということですが、これはもう少し大きい 4 歳～5 歳のお子様に対しまして、主に保育園とか、幼稚園に在籍しながら大きい集団ではなくて、小集団での療育を通してコミュニケーションとか、対人関係の力をつける、高めるというようなところを目的とした事業になってございます。保護者さんに対する子どもさんへの理解っていうものを一緒に深めていきたいなってということで実施させていただいている事業になっております。

続きましてページをはぐっていただきまして、29 ページの上を御覧ください。42 番若草学園管理運営費でございます。当初予算額は 5,046 万円になっております。これは事業の概要としましては、先ほど申しました若草学園児童発達支援センターの管理運営というところでございます。今、定員 30 名の幼児さんが通ってきていただいております。月～金曜日、毎日通園していただきまして、お子様に応じた療育や支援を提供するということで行っております。おおむね就学前までのお子様が通っていただいている療育施設ということで運営管理をしております。その下 43 番障がい児等地域療育支援事業費でございます。当初予算額は 644 万 1,000 円となっております。これは下にあります在宅についてふうには書いてございますが、在宅にいらっしゃる方もあるれば保育園に通いながら、この地域療育支援を利用していただいている方もございます。下にあります療育環境を構築するっていうことで、主な事業としましては外来療育、訪問療育、施設支援というようなことを柱にしまして、園にお邪魔したり、それからこちらの若草学園のほうに通ってきたりしていただきながら地域療育を進めている事業ということになっております。

そして最後になりますが、少しへページを飛んでいただきまして、38 ページを御覧ください。一番下にありますこれは教育、文化、芸術等の振興ということであるものの、3 番インクルーシブ教育システム推進事業費というものでございます。当初予算額が 750 万 2,000 円でございます。主な事業ですが、これも特別な支援を必要とする可能性のあるお子様ってことで、就学前、主に今は年中さんとかからでも就学に関する情報提供ですとか、保護者さん向けの相談会も実施しているところでございますが、ここには就学相談員という名称で 2 名、こちらのほうに相談員を中心早期からのお子様の学校の学びの場の相談ですか、教育相談という形で情報提供しながら保護者さんと相談を進めているっていうような事業になってございます。おおむねこの就学相談をうちのほうで担当させていただいている関係で 3 番のみ御説明させていただいたところでございます。こども発達支援センターからは以上でございます。

(玉川室長) 失礼いたします。保健所心の健康支援室玉川と申します。資料のほうは 30 ページ

の5から御覧ください。5ですが、障がい者社会参加支援事業費54万6,000円となっております。この事業は在宅におられる精神障がいの方の居場所、交流の場として鳥取地域、南地域、西地域でデイケアを実施しております。また、年1回地域住民さんを対象として精神保健交流会を開催しています。予算の内容としては、デイケアに来てもらう運動指導者の先生、あとは音楽療法の先生、レクリエーションの先生などへ依頼して行っています。また、昨年度から鳥取地域のデイケアにピアソーター（地域で精神疾患の病気を持ちながら、安定して生活しておられる方っていうような方）へも依頼しております。今年度は南地域でもピアソーターさんへの依頼をしているところです。

6番の高次脳機能障害、7番アルコール、薬物の問題、家族教室のほうは御覧いただければと思います。31ページの9番ですけども、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業293万8,000円となっております。令和6年度、5年度、4年度と予算額が大きく変わっておりますが、令和4年度は事業を委託しておりました事業所への内容が障がい福祉課のほうでの委託料の中に入りましたので、所管が変わり額が少なくなっております。令和6年度の内容ピアソーターの事業の内容を主として委託しております。ピアソーターの研修会、ピアソーターをフォローしていく講座とピアソーターさんを登録制としたピアバンクを立ち上げ委託している内容となっております。

そのほか、昨年度から高等学校の精神保健の授業に保健所も協力する連携を取っています。昨年度、高等学校の保健体育の先生方を対象とした研修会への協力や、あと、東部圏域の高等学校13校を学校訪問して事業の実施状況等を把握しました。昨年度は1校でしたが、保健所が高等学校と連携を取りピアソーターが授業に参加しました。今年度は東部圏域高等学校の中の6校が保健所と連携して実施したいというような希望が出おり、計画しています。教職員向けの研修会なども1校で計画しているところです。10番、11番、12番は御覧いただければと思います。

また、13番精神障がい者地域移行・地域定着支援事業費について、26万3,000円となっております。今年度、増となっております内容は精神科病院の入院患者さんにピアソーター、保健師が病棟での患者学習会を実施しています。新規事業として事業所、保健所等支援者が実施する家庭訪問にピアソーターも一緒に同伴し、地域で暮らしておられる精神疾患のある方に具体的に当事者目線で、地域での生活について、体験を伝える役割を担ってもらう事業をしております。以上となります。

（太田課長補佐） 以上で、田中委員長。

（田中会長） はい、それぞれ説明をしていただきましたが、ちょっと時間が大分押してしまって予定の時間になってしまいましたが、皆様のほうでこの点については確認したい、あるいは質問したいことがあったらお願いします。じゃあ、吉田委員お願いします。

（吉田委員） 時間が押してくる中、申し訳ございません。ちょっとどうしても聞きたいことがありますんでお願いいたします。28ページの39のことも発達支援センター関係の質問させていただきます。39児童発達支援事業等、要は、私、学校を回ってみて思うんですけども、子どもの障がいに対するその理解不足、保護者の理解不足というのがかなりあるなというふうに思っております。なかなかその障がいに対して理解がなくって、子どもを支援学級に入れるということに抵

抗感を持っていらっしゃる保護者さんが多いなど。そのために、なかなか障がいの特性に合った教育、インクルーシブ教育って言われますけども、これは全部の、障がいがあろうが、なかろうが一緒に学びましょうねっていう概念だと思いますけども、それは、障がいのないお子さんにとっては、そういうお子さんがいるんだということで、理解いいかもしませんけれども、障がいのあるお子さんにとっては、あまりメリットがないかもしらんと私は思います。国連ではインクルーシブ教育を推進しなさいって言っていますけども、障がいの特性に合った社会生活を送るための支援策というか、教育というものはしてあげないと、社会に出たときに対応できないと。

本田秀夫先生、有名な先生いらっしゃいますけども、その先生も特別支援教育というものについて重要性をもっていらっしゃいますんで、そういう意味で早く保護者さんに自分のお子さんの障がいの特性というものを理解してもらって、それに合うような教育に入る、その辺の指導っていうのが今回、発達支援センター、子どもの頃からそれをキャッチして学校にまでつなげるという役割って、非常に大きな役割があると思います。先回ですかね、小枝先生、帰っていらっしゃったんで、私も講演聞きに行きました。はい。保健師さん方非常に喜んでいらっしゃるなと思って、心強い味方が来られたと思います。そういう意味で、児童精神科医がもうこれ、圧倒的に少ないと思っています。鳥取市にどれぐらいいるかは分かりませんけども、私、聞いた中では5か月待ちですと言われた保護者さんもいました。その辺、これ、発達支援センターでは解決できない問題かもしれませんけども、医療ですので県の施策になりますんで、その辺ちょっと。子育て拠点ができたとか言われますけども、障がいのないお子さんのための子育て拠点ではないんで、障がいのあるお子さんに対しての子育て拠点であるべきなんで、このこども家庭センターの組織のありようについても、これもう1回御検討いただけたらなと、きちんと連携取れてますかと。こども家庭センターの所長っていうのは、こども家庭相談センター所長をそのまま繰り上っただけの組織だと私は認識しています。もっと幅広い子育てに関連するものということで組織を見直して、本当にこれが子育ての拠点ですよといった辺りの意気込みを見せていきたいなというふうに思います。以上要望です。

(田中会長) はい、施策の方向性に関わる重要な問題だと思います。これについて何か説明ございますか。

(平戸所長) はい。こども発達支援センター平戸です。本当にいろんな多方面からの御指摘だったり、御意見だったり、ありがとうございました。鳥取市は御存じのようにこども家庭局になってこども家庭センターになりました。今までの子育て分野と児童虐待の分野と一緒にになったこども家庭センターということでできたところにはなります。組織的には少しその辺の、生まれたときからの、やっぱり親の育児の負担だったりとか、子育てについてのそういう育てにくさも踏まえたようなところから、まずは寄り添った、保護者さんが子育てしやすいというところからまずは支援していくこうということで、こども家庭センターができる、まだ、本当にまだ久しいところでございますので、これからどんなふうに、また、組織としてやっていくのかというのは健康こども部だったり、この局の課題だなと思って、今、聞かせていただいたところでございます。

こども発達支援センターのほうは、そういう育ちをつなぐというところを、すごく意識をしている組織の1つになっておりまして、特に幼児期でそういう子がいたんだとか気づきを学校に向

けてとか、学校に入ってからもやはりライフステージごとに子どもさんの本当に困り感がどんどん変わっていくというのを、保護者の方から周りの方からすごく聞かせていただいているところでございます。そういったところから本当に今言つていただいたような御意見も本当に貴重な御意見だと思っております。どんなふうに鳥取市の子どもたちが将来に向けての育ちがどんどん、いろんな方とつながっていけるような組織づくりというのはこれから必要だと考えておりますので、またこういった機会だったり、ほかの皆さんからも御意見いただきながら、していきたいなというふうなところを思つております。まだまだ課題が多いというふうに思つております。ありがとうございました。

(田中会長) はい、要望事項ということですので、また、ぜひとも御検討をお願いしたいと思います。皆さん、時間過ぎてしましましたけど、あと5分ばかりよろしいですかね。すみません。でしたら、田渕委員、どうぞ。

(田渕委員) 31ページの9番、32ページの13番、これはもうずっと題目として、地域包括ケアシステム、これとずっと今まで呼ばれてきております。いろんな形で、毎年毎年姿が変わっているわけですけど、その中で先ほど話がありました。ケアバンクの話がありましたね。これは非常に新しい取組で県も注目をしていただいております。もっと子どもらは、保健所の方、もっとケアを強力にして、そして、そういった志のある障がい者の人が次のステップとして自分も成長する。そして地域の皆さん方にもいろんな意味で、これ影響を与えると、非常にこれは大事なところでございます。こういったことが、一緒に障がい持つっていても、地域、そして障がい者も一緒に元気になるという一つのもとだと思いますので、さっき、ちょっと話せました。もうちょっとこれ声を大にして、この事業をもっともっと膨らませていただきたいと思います。ぜひともお願いしたいと思います。

(田中会長) はい、ありがとうございました。あの取組をさらにPRをという御要望ということでよろしいですかね。あと、1件ぐらいになるかもしれませんけど、皆さんのほうで、御意見、御質問等ありませんか。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。十分な時間が取れなくて大変恐縮です。はい。そういたしますと、本日用意していただいた議題については以上となります。これから先は事務局のほうにマイクを返したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

(枠谷課長) はい。皆さん活発な御意見、本当にありがとうございました。教育支援員の話ですとか、就労の話、数ありきではないと。また、指導監査の話、施設入所ですね。あと、ショートの話、就労に行けたらとか、働きかけの話ですね。そういった御意見をいただきました。激励もいただいたと思っております。本当にありがとうございます。いただいた御意見につきましては関係部局とも協議しまして、何とか前向きに進むようにやっていきたいと考えております。あと、ごめんなさい。ちょっと説明がちょっと長くなってしまった感がありますので、次から例えば事前に皆さん、お伺いされたいことをちょっと事前に聞いたりして、もう少し効率的な会の運営を心掛けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。また、今年度はもう1回開催したいと考えておりますので、そのとき、またよろしくお願いいたします。

(太田課長補佐) 皆さん、長い時間、ありがとうございました。それと、先ほど課長からもあ

りましたけども、この会2回、年2回予定しております、次回は2月辺りでまた、開きたいと思いますので、日程調整させていただきながら御案内させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。また、駐車券の処理機を用意しておりますので、まだお済みでない方はお申出いただけたらと思います。それでは本日の協議会、以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。

(　　) ありがとうございました。